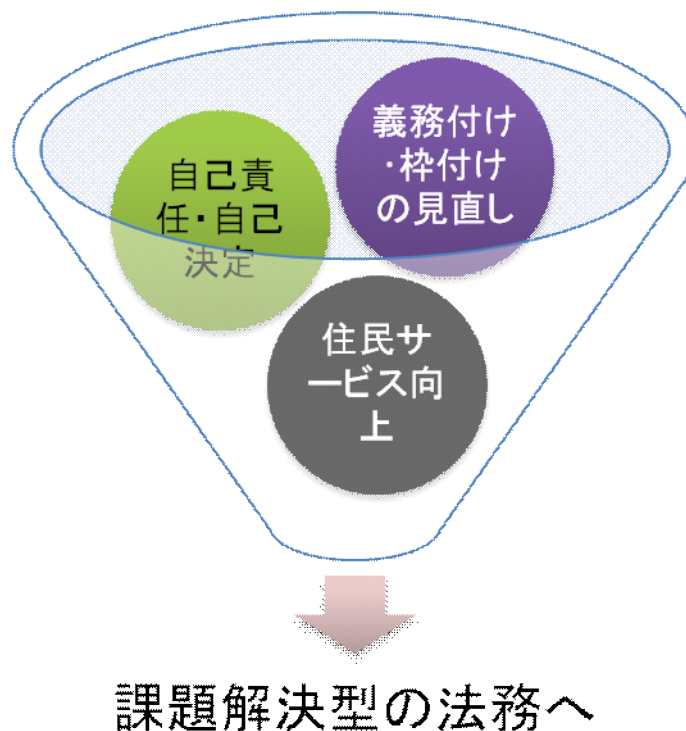


広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会

(自治体法務ワーキンググループ)

検討結果報告書

Legislation @ Local Government



平成23年7月

目 次

はじめに		1
I 自治体法務ワーキング（WG）の趣旨等	1 検討の趣旨	2
	2 報告書の位置付け	3
II 地域主権改革の動き	1 これまでの経過	4
	2 地方分権改革推進計画	9
	3 地域主権戦略大綱	10
III 法制業務に関する市町村の現状と課題	1 法制業務の対応状況	12
	2 外部機関の活用状況	13
	3 自治体間の連携状況	13
	4 連携の意向とその内容	14
	5 地域主権改革の理解度	14
IV 地域主権改革に伴う市町村への影響	1 市町村への影響等	16
	2 市町村に求められる対応	21
V 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定プロセス	1 基準（公営住宅の入居基準）の内容	28
	2 市町村における条例制定プロセス	31
	3 条例制定の工程表	35
	4 条例制定における課題	36
VI 広域連携とその効果	1 市町村へのヒアリング結果の検証	38
	2 これまでの連携の取組	39
	3 有効と考えられる連携のあり方	41
	4 連携効果	44

は じ め に

道内では、人口減少や少子高齢化が急速に進むとともに、地域経済や市町村の行財政運営が一段と厳しさを増す中、今後も市町村が住民に多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、広域的な連携を活用した地域づくりを効果的に進めていくことが必要であることから、昨年10月、道、道市長会及び道町村会と協働して「広域的な連携を活用した地域づくり促進検討会」（以下、「促進検討会」という。）を設置したところです。

こうした中、現在、国においては、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年4月に成立したほか、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第2次一括法案、平成23年3月11日閣議決定）が国会に上程され、国による地方自治体に対する事務処理又はその方法の義務付け・枠付けの見直しが行われる予定となっております。

この義務付け・枠付けの見直しが行われることにより、現在、法令により定められている法定事務の執行基準が条例に委任されることになり、全ての地方自治体がそれぞれその執行基準を政策的に判断して条例で定めることが可能となります。

例えば、現在、道路の構造に関する基準では、車道や歩道の幅などについて全国一律の規定があるが、法改正後は、法令の許容範囲の下、交通量の少ない山間部と都市部、豪雪地域とそうではない地域などのそれぞれの地域の実情に合った基準を定めることが可能となります。

しかしながら、人口1万人未満の小規模市町村が約2/3を占める北海道においては、多くの市町村が、こうした地域主権改革の動きに適切に対応できるような政策法務の執行体制が十分とは言えない状況にあることに加え、広域的な連携に対応が必要であるとの自治体の声も斟酌し、促進検討会の下に、道職員と市町村等の職員による自治体法務ワーキンググループを設置し、検討課題として取り上げ、地域主権改革に伴い生じる市町村事務の課題や対応策、さらには具体的な事例による条例制定プロセスなどについて、鋭意、検討を進めて参りました。

この度、検討結果報告書として取りまとめた内容や提言が、市町村において、地域主権改革に伴う、差し迫った対応に活用されることを強く願うとともに、今後も条例の制定範囲が飛躍的に拡大していくことが予想される中、自己決定・自己責任の下に主体的に政策決定を行っていききっかけとなり、その実現に向かっていく新たな体制づくりなどに資することを期待しております。

最後に、このような困難な検討課題に積極的に参加いただいた関係職員、ご意見・ご提言をいただいた多くの皆様方に心からお礼を申し上げます。

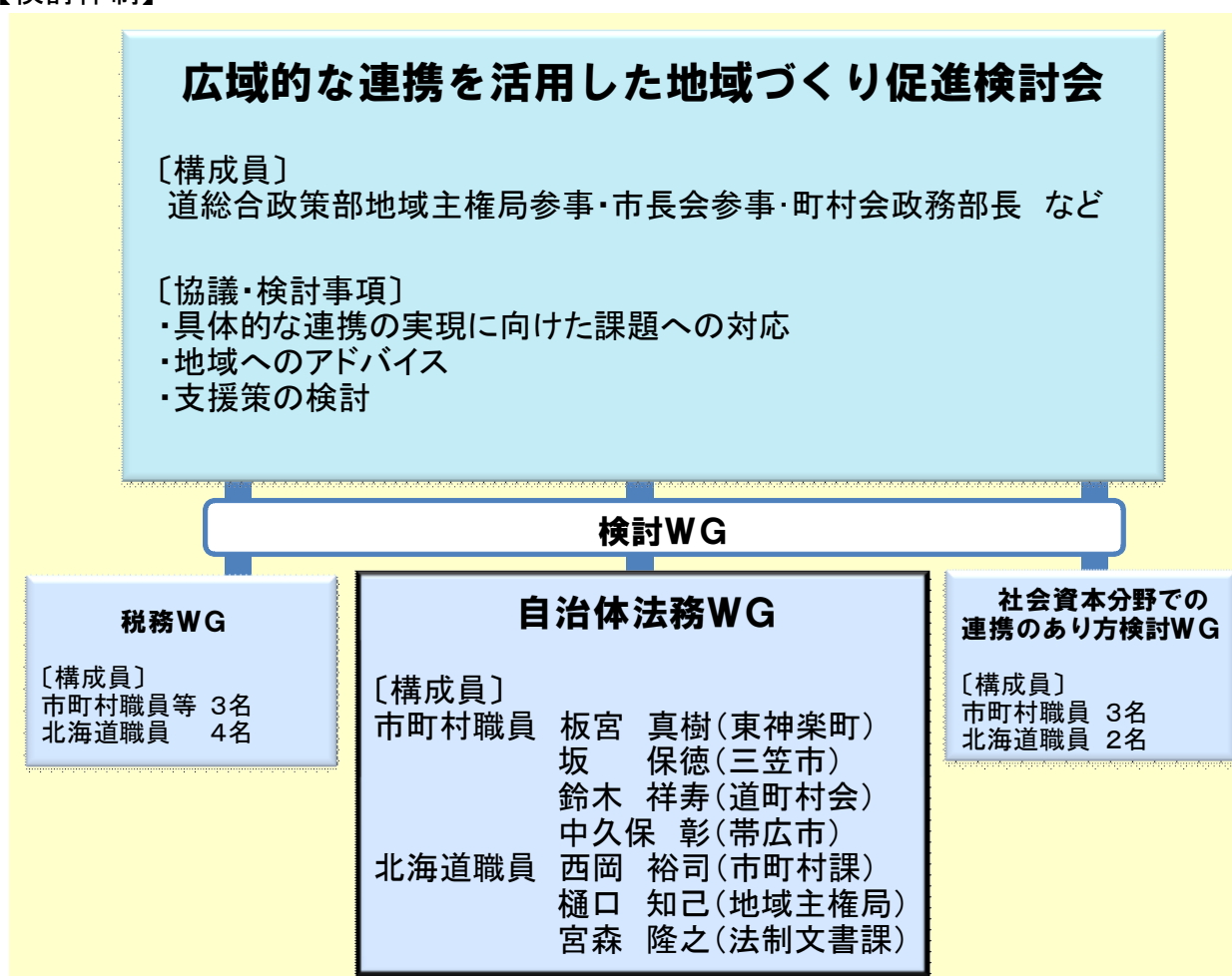
I 自治体法務ワーキンググループ（WG）の趣旨等

1 検討の趣旨

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国が法令により、地方自治体の自治事務の実施やその方法について全国一律に定めている義務付け・枠付けの見直しを行うこととしており、今後、市町村において、多岐にわたる事務について、自らの判断の下で各種基準の見直しを行うとともに、その結果、従来、政令で定めていた基準を条例により定めることとなる。

特に、住民の生活や人命などに直接関わるもの、専門的な知見が要求されるような基準については、専門家などの意見を聞いた上で見直すことが必要とされ、市町村の体制整備は急務であるとの認識のもと、自治体法務ワーキンググループでは、地域主権改革における義務付け・枠付けの見直しに関して、理解を深めるとともに、その見直しの際の基準設定の効果的な対応のあり方や課題等について検討を行った。

【検討体制】



2 報告書の位置付け

義務付け・枠付けの見直しは、補完性の原理に基づいて、地域のことは地域に任せようという流れであり、地方自治体側でも地域主権改革の成果を地域の実情に沿ったものに活かしていく力が試されることになる。

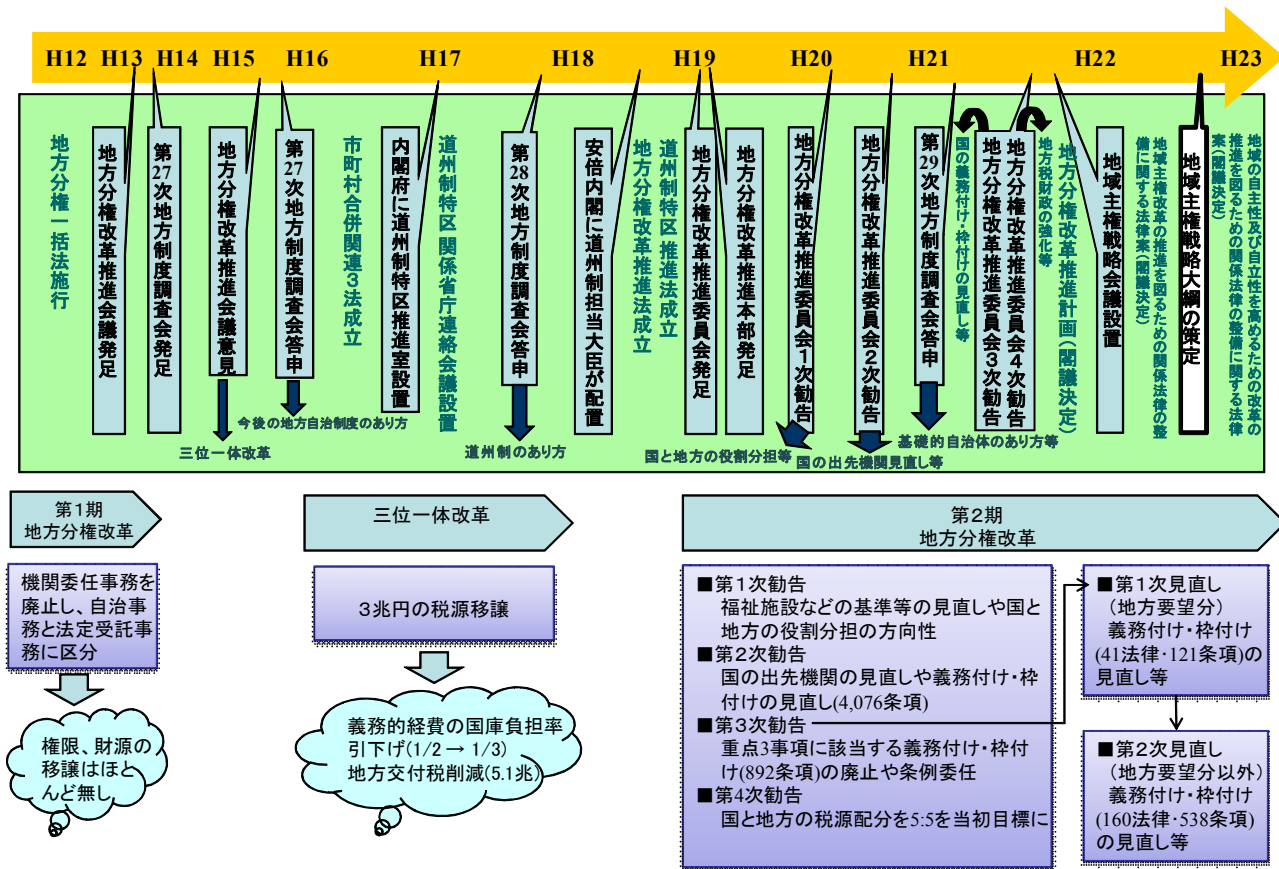
これまで、法律や政省令のほか、霞ヶ関から発出される通達等に縛られ、その内容に従って事務処理を行っていたものが、法改正後は法令が許容する範囲内で地域の実情を踏まえて対応していくことが求められることとなる。

そのためには、こうした国の地域主権改革の内容を理解することはもとより、個々の自治体職員が法令等を解釈・運用する能力を高めていくことが必要とされることから、本ワーキンググループでは、地域主権改革における義務付け・枠付けの見直しに伴う市町村への影響について、理解を深めるとともに、その見直しの際の基準設定の効果的な対応のあり方や課題等について調査・検討を行った。

なお、本報告書は、今後早急に必要とされる対応のための提言を含んでいることから、道内市町村に速やかに情報提供され、道内市町村において、課題解決指向と住民指向の政策法務の実現に向けた体制づくりに資することを期待している。

II 地域主権改革の動き

1 これまでの経過



(1) 第1期地方分権改革

平成12年4月、地方分権一括法の施行により、それまで都道府県の事務の7~8割、市町村の事務の3~4割に及んでいた機関委任事務が廃止され、地方自治体の行う事務が自治事務と法定受託事務に区分され、国と地方自治体の関係は、上下・主従の関係から、対等・協力の関係に変わった。

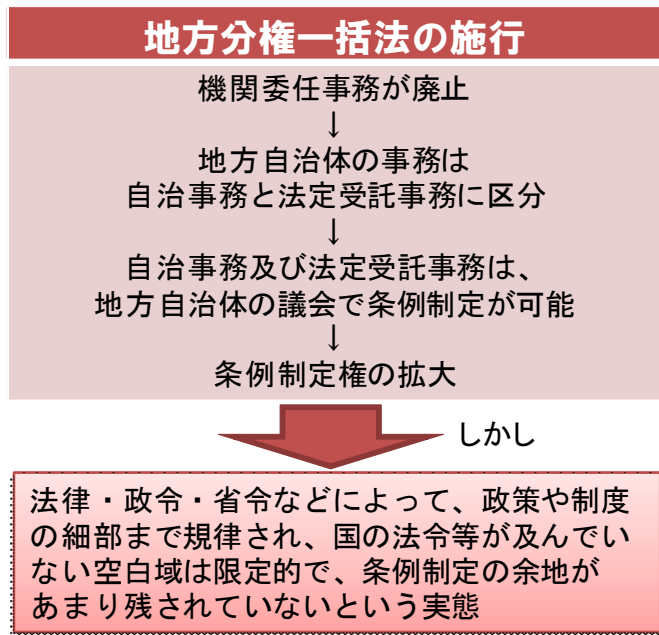
また、地方分権一括法による地方自治法の改正によって、地方自治体は、地域における総合的な行政主体として位置づけられ、国は、本来、国が果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるとされ、国と地方自治体の役割分担がより明確になった。

これまで、機関委任事務は、国の事務であることから、その事務に関して地方自治体の議会が条例を制定することはあり得なかったが、機関委任事務制度が廃止されたことにより、関与の法定主義の原則のもと、国の関与は、法律又はこれに基づく政令の根拠を要するものとされ、自治事務のみならず、法定受託事務においても地方自治体の事務として、地方自治体の議会で条例を制定することが可能になった。

確かに、地方分権一括法の制定によって、地方自治体の裁量は高まり、自らの創意と工夫で地方行政を執行できる範囲は拡大し、条例制定範囲が拡大したように思えるが、我々地方行政を担っている視点からは、それは実質的なものではなく、形式的な拡大であった。

その理由は、法律・政令・省令などによって、政策や制度の細部まで規律されているため、国の法令等が及んでいない空白域は非常に限定的であり、そもそも条例制定の余地があまり残されていないということによる。

このように、第1期地方分権改革は、主として行政面の改革が中心に進展し、地方分権に一步踏み出すものであったが、財政面や国から地方への事務権限の移譲の面では、必ずしも十分な成果を挙げられなかったと考える。



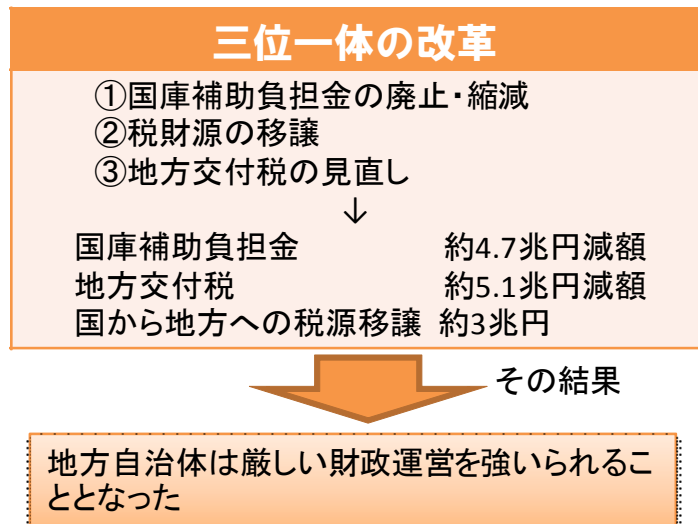
(2) 三位一体改革

三位一体改革は、「地方にできることは地方に、民間にできることは民間に」をテーマとして、平成13年に成立した小泉純一郎内閣における「聖域なき構造改革」の一環として推進したものであり、その内容は、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②税財源の移譲、③地方交付税の見直しを一体的に行い、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する、財政面からの地方分権を推進するものであった。

平成15年度予算からこの改革が始まったが、全体として、義務教育費教職員給与分や児童扶養手当・児童手当などをはじめとして、国庫補助負担金が約4.7兆円、地方交付税については臨時財政対策債を含め総額5.1兆円がそれぞれ削減されるとともに、国から地方へ約3兆円の税源移譲が行われた。

これによって、国民健康保険の地方負担が増えるなど、道内のみならず、全国の地方自治体は、厳しい財政運営を強いられることとなった。

地方自治体の立場から言えば、三位一体改革の推進当初は、地方分権のため、地方を活性化させるための政策であったと思われるが、税源移譲とともに国から地方への権限の移譲を行うことは組み込まれず、結果としては、国の財政再建のためのものであり、地方の裁量拡大という観点からは不十分な内容であった。



(3) 第2期地方分権改革

「骨太の方針2006」（平成18年7月 閣議決定）において、「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により国と地方の役割分担を進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」ことが決定されたことを受け、地方分権に向けた関係法令の一括した見直しを行うため、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立した。

この地方分権改革推進法に基づき、内閣府に設置された地方分権改革推進委員会は、地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、これまで第1次から第4次までの勧告を政府に行った。

区 分	勧告の主なポイント
第1次勧告	基礎自治体である市町村の自治権の拡充を図る諸方策について勧告 ◆重点行政分野の抜本的見直し ◆基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大
第2次勧告	国が法令で地方自治体の事務の実施を縛っている「義務付け・枠付けの見直し」と、地方自治体との「二重行政」や国民・住民の目が届かないなどの問題が指摘されている「国の出先機関の見直し」を2つの柱とした勧告 ◆義務付け・枠付けの見直し ◆国の出先機関の見直し
第3次勧告	第2次勧告において見直し対象とされた義務付け・枠付けに係る4,076条項のうち、特に問題のある次の3事項について、個別の条項毎に具体的に講ずべき見直し措置を提示（892条項） 〔具体的に講ずべき措置を提示した条項数：892条項〕 <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準 142条項 ・自治体の事務に対する国の関与 166条項 （協議、同意、許可・認可・承認） ・計画の策定及びその手続きの自治体への義務付け 584条項 ◆教育委員会及び農業委員会について必置規制を見直して選択制に ◆地方自治体の財務会計制度について透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直すべき ◆国と地方の協議の場に法制化について率直に意見を交換し双方の合意を目指すべき

区 分	勧告の主なポイント
第4次勧告	<p>◆当面の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ ・ 直轄事業負担金制度の改革 ・ 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保 ・ 国庫補助負担金の一括交付金化に関する留意点 ・ 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点 ・ 国と地方の事実上の協議の早急な開始 <p>◆中長期の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税制改革 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方税の充実と望ましい地方税体型の構築 (国と地方の税源配分5:5を当初目標、地方消費税の充実が中心) ② 課税自主権の拡充 ・ 国庫補助負担金の整理 ・ 地方交付税 <ul style="list-style-type: none"> ① 財政調整機能の充実 ② 財源保障機能の再検討 ③ 予見可能性・説明責任の向上 ・ 地方債 ・ 財政規律の確保

平成21年11月には、新政権の下、地域主権戦略会議（議長：内閣総理大臣）が設置され、「地域主権」に資する改革に関する施策を推進するとともに、地方分権改革推進委員会の計4回の勧告を踏まえた施策を実施することとし、政府は平成21年12月、義務付け・枠付けの見直しを中心とする、「地方分権改革推進計画」を閣議決定した。

この「地方分権改革推進計画」の内容を踏まえた「地域主権改革関連2法案」は、平成22年通常国会に上程され、平成23年4月に法案が成立したところである。

<地域主権改革関連2法案>

◆地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ・ 義務付け・枠付けの見直し（関係法律の一部改正）

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）に修正の上、成立。

◆国と地方の協議の場に関する法律案

また、平成22年6月には地域主権改革の全体像を示すとともに、基礎自治体への権限移譲などの取組み方針を明らかにした「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。

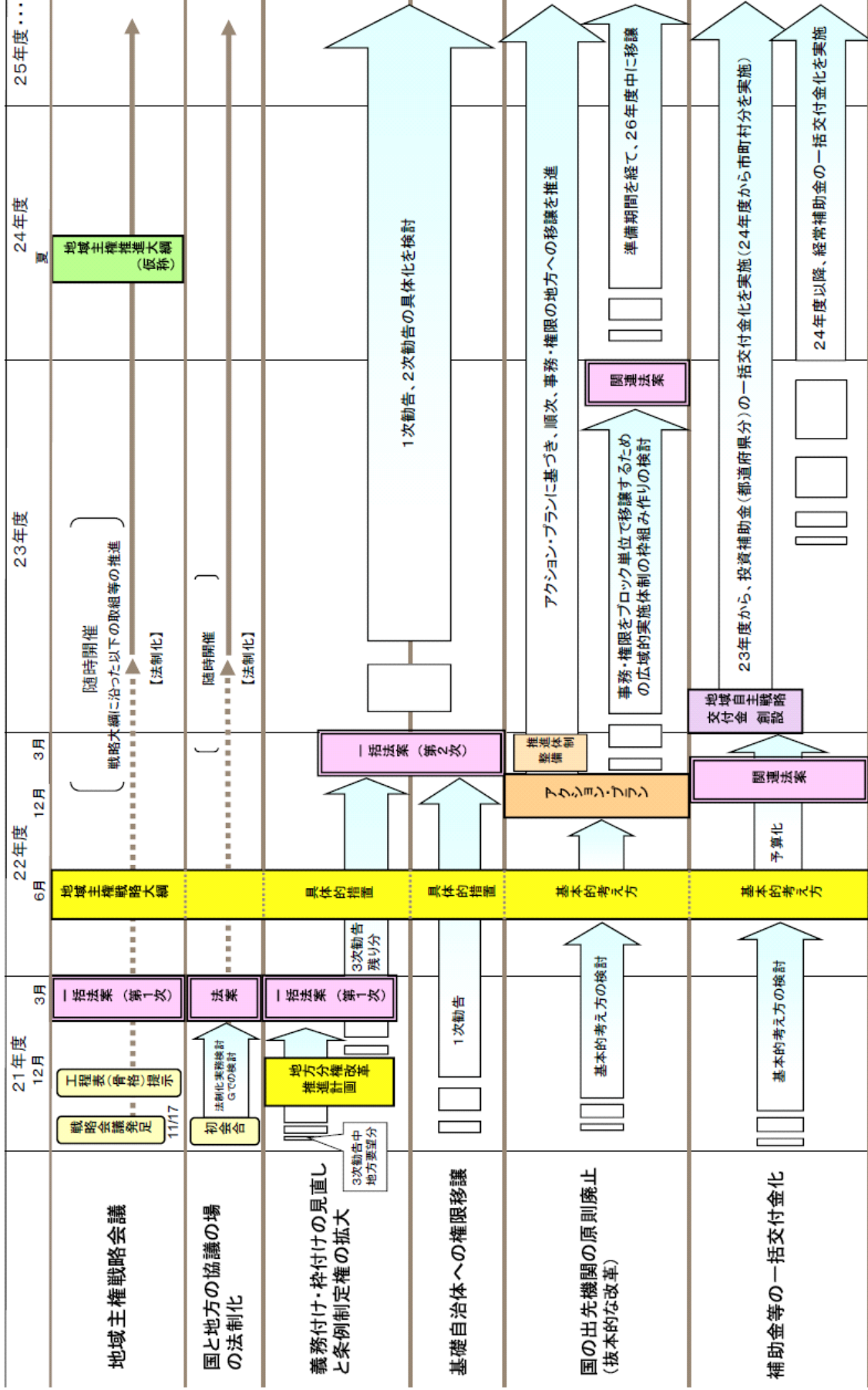
この「地域主権戦略大綱」に基づき、義務付け・枠付けの見直しや基礎自治体への権限移譲を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第2次一括法）が平成23年通常国会に上程され、審議されることが予定されている。

さらに、「地域主権戦略大綱」に基づき、国の出先機関の原則廃止に向けて、平成22年12月に「アクション・プラン」が閣議決定され、アクション・プラン推進委員会の下に各検討チームが設置されるなどしている。

地域主権改革の主要課題の具体化に向けた工程表（案）

【※※：埼玉県環境部（内閣府）】

(H23.1.25 第11回地域主権戦略会議後)



※ 地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進の各課題についても、地域主権戦略大綱に沿って取組を推進

2 地方分権改革推進計画（1次見直し）

〔抜粋〕義務付け・枠付けの見直し部分

※ 下線は、本WGにて付したものの

第1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

地方分権改革推進委員会の第3次勧告（以下「第3次勧告」という。）を尊重し、地方自治体から要望のあった事項を中心に、別紙における「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」、「2 協議、同意、許可・認可・承認の見直し」、「3 計画等の策定及びその手続の見直し」及び「4 その他の義務付け・枠付けの見直し」に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講ずるものとする。

「1 施設・公物設置管理の基準の見直し」において、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、第3次勧告に沿って、次のとおりとする。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

② 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

③ 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

なお、義務付け・枠付けの見直しに伴い、地方自治体においては、条例の制定・改正作業、国等による関与の見直しによる事務処理方法の変更及び計画策定業務の変更等への対処が必要となることから、地方自治体の円滑な事務処理のために必要な情報提供を行うこととする。

（施設・公物設置管理の基準の見直しに係る関係法律）

- 学校教育法
- へき地教育振興法
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
- 児童福祉法
- 老人福祉法
- 職業能力開発促進法
- 介護保険法
- 障害者自立支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 公営住宅法
- 道路法
- 河川法

3 地域主権戦略大綱（2次見直し）

〔抜粋〕義務付け・枠付けの見直し部分

※ 下線は、本WGにて付したものの

第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

1 取組の意義等

地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが多数存在する現状にある。地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。こうした取組を通じて、地域の実情に合った最適な行政サービスの提供を実現することを目指すものである。

2 これまでの取組と当面の具体的措置

(1)義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関する勧告

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大については、平成19年4月に設置された地方分権改革推進委員会において調査審議が行われ、その第2次勧告（平成20年12月）において、自治事務のうち義務付け・枠付けの見直しを行う必要があるものが条項単位で整理された。また、第2次勧告で見直す必要があるとされた義務付け・枠付けのうち、特に問題があるとされた「施設・公物設置管理の基準」、「協議、同意、許可・認可・承認」及び「計画等の策定及びその手続」について、その具体的な見直し措置等が第3次勧告（平成21年10月）において提示された。

(2)これまでの取組

政府としては、地域主権改革を実現する上で、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は大きな意義を有することにかんがみ、第3次勧告を受け、同勧告が最大限実現されるよう内閣を挙げて速やかに取り組むこととし、平成21年10月以降、政府内での具体的な見直し検討作業を本格的に進めた。スピード感をもって改革に取り組むため、第3次勧告に盛り込まれた義務付け・枠付けのうち、まずは地方公共団体から要望のあった事項を中心に地方分権改革推進計画を策定し、平成21年12月15日に閣議決定した（第1次見直し（63項目、121条項））。

この地方分権改革推進計画に基づき「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」等を第174回国会に提出した。

(3)当面の具体的措置

地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、地域主権戦略会議の場においても議論を重ねるなど、引き続き見直しを進めてきた結果、具体的な見直し措置について結論を得た（第2次見直し（308項目、528条項））。

この第2次見直しにおいては、別紙1に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

3 今後の課題と進め方

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し地方公共団体に義務付けてきた基準、施策等を、地方公共団体が条例の制定等により自ら決定し実施するように改めることが必要となる。こうした地方公共団体の取組の内容こそが、地域主権改革の真の意味での実現を左右するものである。地方公共団体は、地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の実情に合った基準の設定や、適切な施策等を講じなければならない。これによって改革の成果を国民・住民に示すことが求められている。

政府においては、地域主権改革の更なる進展のため、第3次勧告の実現に向けて引き続き検討を行う。また、第2次勧告において見直す必要があるものとされた義務付け・枠付けのうち、第3次勧告で取り上げた事項以外のものについても見直しを進めていくこととする。とりわけ第2次勧告において取り上げられた膨大な事項については、具体的に講ずべき措置の方針等を今後検討・整理した上で、見直しに向けて真摯に取り組んでいくこととする。見直しを進めるに当たっては、地方公共団体の意見も十分聞いた上で、計画的に着実に取り組んでいく。

(施設・公物設置管理の基準の見直しに係る関係法律)

- 道路交通法
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 学校教育法
- 社会教育法
- 図書館法
- 博物館法
- 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
- 児童福祉法
- 食品衛生法
- 医療法
- 生活保護法
- 社会福祉法
- 水道法
- 職業能力開発促進法
- 介護保険法
- 障害者自立支援法
- 公営住宅法
- 道路法
- 都市公園法
- 駐車場法
- 下水道法
- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律
- 特定都市河川浸水被害対策法
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

条例制定権の拡大に伴い、今後はますます、市町村の判断と責任により条例の制定等の機会が増えることから、政策法務能力の向上が必要である。

III 法制業務に関する市町村の現状と課題

道及び市町村は、これまで国が決定し、地方自治体に義務付けてきた基準等（「施設・公物設置管理の基準」等）を、地域主権改革の趣旨を踏まえ、自ら見直し、条例を制定することが必要になる。

このため、本ワーキンググループでは、まず、市町村における法制業務に関する現況を把握する必要があると考え、調査を行うこととした。

調査内容は、道内の市町村がどのように法制業務を行い、また、どのような問題・課題を抱え、さらに、地域主権改革による義務付け・枠付けの見直しへの現時点の対応をどのように考えているかなどを中心に、人口規模の異なる4団体を対象として、ヒアリング調査を行った。

なお、ヒアリング対象団体の人口規模の考え方については、市においては10万人以上の大規模団体と10万人未満の団体を選定することとし、町においては、1万人以上の団体と1万人未満の団体を選定することとした。

〔ヒアリングの対象団体の人口規模〕

団体名	A市	B市	C町	D町
人口	17万人程度	2万人程度	1万人程度	4千人程度

1 法制業務の対応状況

法制業務を担当する部署（係）は、A市、B市、C町では行政改革業務を兼任し、D町では、総務、人事、防災、選挙など、多岐に渡る業務を受け持っており、いずれの団体も、専掌の組織体制とはなっていない。とりわけ、D町では、部署内で多くの事務を行わなければならない状況となっている。

部署（係）内の法制担当人員は、A市で3名、B市とC町で2名、D町では課長職を含め2名となっており、A市では、人事的に法制業務に精通した職員を可能な限り配置するなどの配慮がなされているが、B市、C町、D町では、法制業務の経験のない職員も配置されており、職員数が大幅に削減される中、法制業務経験の有無に配慮することが困難な状況であると考えられる。

法制に係る業務量であるが、各団体とも、毎年行われる税制改正など、法律改正に伴う条例の一部改正に関する業務であれば、高いスキルや時間を要することはなく現状で十分対応可能との認識であった。

しかしながら、団体独自の条例を策定することは、小規模団体になればなるほど、兼務する他の業務に時間を費やさざるを得ないこと、独自施策を行う予算の確保が困難であることなどから難しいとのことであった。

団体名	A市	B市	C町	D町
法制担当部署	行政改革と兼掌	行政改革と兼掌	行政改革と兼掌	総務、人事、 防災、選挙等と兼掌
部署内職員	7名	2名	2名	5名
法制担当職員	3名	2名	2名	2名

- ・小規模な団体ほど、一人で多くの事務をこなさなければならないと思われる。
- ・大都市以外では、行政経験を踏まえた人事異動が困難となっており、特に専門的な知識やスキルを持つ法制担当者が異動した後、一からスキルを身につけなければならない状況となっていると思われる。
- ・組織体制や財政状況から、独自政策を実施するための条例策定が行われることはあまりなく、現状維持の傾向にあると思われる。

2 外部機関の活用状況

外部機関の活用状況については、条例・規則等の電子管理を専門の民間機関に委託しており、団体の規模にもよるが、年間100～500万円台と多額の経費を要している。

この電子管理システムは、条例改正の支援についても対応できる設定となっている団体もあるが、実際の条例改正作業においては、システムに全てを依存できる段階になく、手作業での対応が必要である。なお、委託先からは、法律改正に伴い生じる条例改正の必要がある場合には、市町村向けの情報提供を受け、業務の参考に行っているとのことであった。

また、北海道町村会では、平成14年4月から法務支援室を設置し、町村が法務面で自立するための相談、人材育成及び情報提供などの支援事業を実施しており、道内の町村はこの支援機能を活用している。なお、市においても、北海道町村会法務支援室のホームページ (<http://houmu.h-chosonkai.gr.jp/>) は閲覧可能で、参考になり得る情報は容易に収集できる。

- ・何れの市町村も、条例集の編集作業を中心に、民間企業へ業務委託を行っており、委託先から法律改正に伴う条例改正に必要となる情報提供を受けていた。
- ・北海道町村会では、町村が法務面で自立するための相談、人材育成及び情報提供などの支援事業を実施しており、道内の町村はこの支援機能を活用している。

3 自治体間の連携状況

A市：道内の人口10万人以上の市で構成されている研究会に参加しており、各市で抱えている課題（法制業務を含む）など、情報交換を行うことが可能な状況にある。また、A市では、他団体に相談する場合には、人口が同規模の団体に問合せを行っている。

B市：管内ブロック市町村による協議会が組織化されているが、特に法制業務に関しては協議していない。

C町：法制業務に関する他団体との会議等はない。

D町：管内町村の法制担当者による条例研究会に参加し、年1回、各町村間で情報交換を行っている。また、管内町村では、年1回、課長補佐職の総務事務の担当者会議において、法制業務を含む総務事務全般を議題として情報交換を行っている。

何れの団体においても、以前と比べ近隣市町村などに相談することが少なくなったとのことであるが、その要因としては、財政規律が厳しくなったことによる会議等の縮小・廃止などに加え、インターネットによる情報収集が可能となったことも大きな要因として考えられる。

団体名	A市	B市	C町	D町
他団体との会議	道内大都市による研究会	管内ブロック協議会 (総務部会)	なし	・管内町村による 条例研究会 ・管内町村総務 事務担当者会議

- ・法制担当者が情報交換などを行う会議は、同規模の団体同士のもののほか、地域ごとに設置されているところもあるが、地域によってはないところもあり、地域差があると思われる。
- ・情報はインターネットで収集できるため、他団体との情報交換は減少傾向にあると思われる。

4 連携の意向とその内容

近隣の市町村との間で情報交換などの会議を設置していないA市及びC町に、会議の設置の有効性について訪ねたところ、次の意見が寄せられた。

A市：有効か否かは内容による。議会前の条例の確認等だけではメリットがない。

C町：取組は良いと思うが、道（振興局）が仕切ってもらえれば良いのではないかと。

他分野では、研修や情報提供など、盛んに連携を行っており、法制業務においても、そのような会議があると良い。

- ・小規模な団体では、連携は有効であり、道の関与も必要と考えているところがある。
- ・大規模な団体では、単独で業務を遂行することができるが、抱えている課題が共通する同規模の団体との情報交換や相談は有効と考えているところがある。

5 地域主権改革の理解度

国の義務付け・枠付けの見直しに伴い、現在、法律等で規定している施設・公物に対する設置管理基準が条例に委任されることについては、平成24年4月に施行されること（ほとんどに経過措置あり）になっており、基準の内容を見直した上で、必要があれば、条例を策定することが必要となる。

このような状況に対応するため、現在、国において進められている地域主権改革の動向とその理解度について尋ねたところ、次のような状況であった。

〔庁内周知の取組〕

A市：庁内情報共有システムにより、地域主権改革関連法に関する情報を庁内に周知している。

B市：庁内に情報提供しているものの、担当部署ではあまり関心がないと思われ、条例化に関する相談もない状況である。

C町：庁内に情報提供しているが、法案などは道などから提供される情報量が多く、人員も少ない中、地域主権所管課でも全部は確認できていない状況にあり、担当部署も同様の状況にあると思われる。

D町：道などからの情報を担当部署に情報提供しているが、法案は分かりにくく、担当部署に分かりやすく伝えることは、人員が少ない中では難しい。

〔条例制定の対応・意見〕

- A市：既に、公営住宅の入居基準などで事前検討（シミュレーション）を始めており、公営住宅など同一市内に道と市がそれぞれ同一目的の施設等を持つ場合、基準が相違することにはならないのではないかと考えている。また、近隣団体との整合性も図る必要があるのではないかと考えている。
- B市：国が行った検討と同じ検討を行えばよいのではないかと考えている。
- C町：町単独で基準を定めるのは、判断するための整理が難しく、また、住民への説明に耐えられないのではないかと不安である。
- D町：市町村はこれまで国等が決めたことを実施する所であった。地域主権改革により基準を設定する権限を持つが、これまで経験したことのない業務であり、また、人員削減により新たな業務を持つ余裕もないので不安である。道で基準の考え方を示したフローチャートを作って欲しい。

〔その他〕

- ・道・振興局が音頭を取って、全道一律の基準にしてもらえないか。
- ・道と市町村のゆるやかな連携で基準を定めても、責任の所在が不明確ではないか。
- ・先進的な団体が基準を変えると、各団体間で競争になると予想される。法の趣旨を逸脱することが懸念される。

- ・大規模市など独自に検討を始めているところもあるが、多くの団体では、地域主権担当課でも提供された情報の内容確認が難しいなど、対応に苦慮していることから、各分野の担当部署への適切な情報提供が困難な状況にあると思われる。
- ・小規模団体では、その人員体制から、基準の策定時においても、各分野における分かりやすいフローチャートやマニュアルに類するものがあれば対応できるのではないかと意見があった。
- ・多くの団体が、基準を定めるに当たり、道や近隣市町村との基準の整合性を図ることが重要と考えており、地域主権の趣旨とは異なり、他との横並びを重視する団体が多くを占めていると思われる。
- ・地域主権改革に関する情報は道から随時提供されているが、情報量が膨大であり、各法令や事務毎にどのような影響があるのかについて解りやすく整理したものを作成し、情報提供する必要があると思われる。

IV 地域主権改革に伴う市町村への影響

1 市町村への影響等

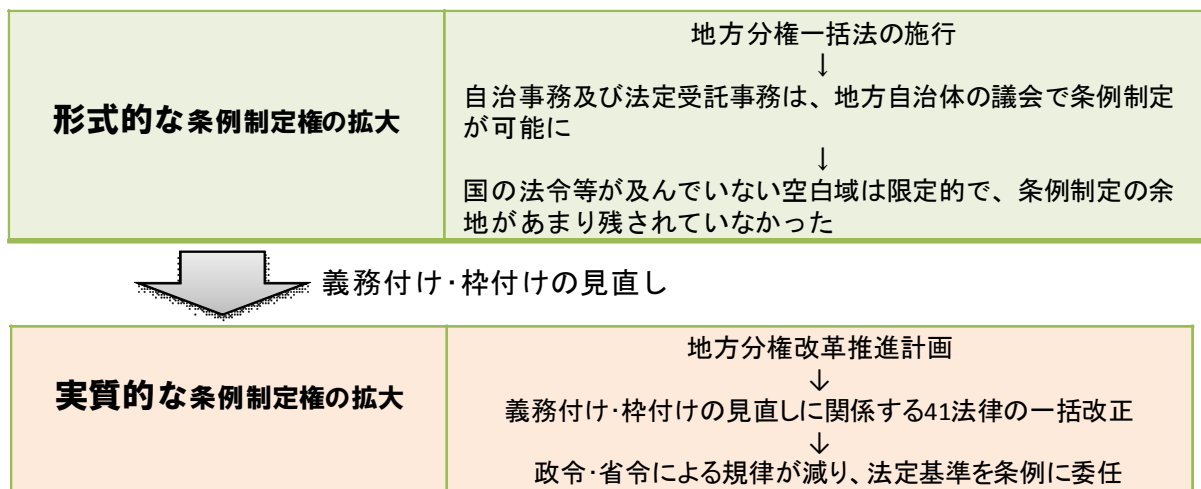
(1) 条例制定権の拡大

平成12年の地方分権一括法により、地方自治体の裁量は高まり、自らの創意と工夫で地方行政を執行できる範囲は拡大し、条例制定の範囲が拡大したように思えるが、先述のとおり、それは形式的なものであり、法律・政令・省令などによって、政策や制度の細部まで規律されているため、国の法令等が及んでいない空白域は限定的で、そもそも条例制定の余地があまり残されていないという実態があった。

しかしながら、平成21年12月に閣議決定した「地方分権改革推進計画」の内容を踏まえ、義務付け・枠付けが見直され、その結果、41にも及ぶ関係法律の一部改正を行う一括法案が平成23年4月に成立した。

これによって、これまでの政令・省令による規律が減り、「形式的」な条例制定権の拡大が「実質的」なものに近づくことになる。

地方自治体にとっては、法律は国が作るもので、地方は法律を国の通達や通知に忠実に従い、執行することで法律の留保が確保されていたため、地域独自の課題を解決するために、自らが条例を制定し、行政運営を行っていくという市町村は少なかったと思うが、これからは自己決定と自己責任による地域経営を行う権限を得ることが可能となった。



(2) 条例制定権の限界

国の地域主権改革に伴い、国の法令等が及んでいない空白域がある場合、法令等でその空白域は規制対象としないことが明白な場合を除き、原則として条例の制定は認められる。

しかしながら、実質的な条例制定権が拡大しても、条例は何を定めても良いというわけではなく、一定の限界はある。

具体的には、憲法第94条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。」と規定され、地方自治法第14条第1項では、「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。」と規定されている。

つまり、条例制定権は、憲法が定める特に財産権、営業の自由、表現の自由、平等権等の基本的な人権の保障に関する規定に抵触しないことを大前提として、「地方自治体の事務に関するものであって、法令に違反しない」という2つの面から限界があることを認識しながら、条例を制定しなければならない。

このため、地方自治体は、法令等に照らし、合法であると確信する範囲内において、国の通達や通知の内容とは異なる執行方法を採用することができるが、法令が許容する範囲の判断に苦慮すると想定されるため、次項を参照されたい。

憲法 第94条	地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
地方自治法 第14条第1項	普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。 (地方自治法第2条第2項) 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。



条例制定権は、憲法（特に人権保障）に抵触しないことを大前提として、「地方自治体の事務に関するものであって、法令に違反しない」という2つの面から限界があることを認識した上で、条例を制定する必要がある

(3) 法令が許容する範囲の判断

地方自治体の事務について条例を制定する場合、憲法（特に人権保障）に抵触しないことを大前提として、「法令に違反しない」という要件があるが、条例が法令に違反するかどうかについては、個別の事例毎にそれぞれの目的・趣旨・内容・効果等を総合的に解釈・比較を行い、両者の間に矛盾抵触がないかどうか、具体的に判断することが必要になるが、条例が法令に違反するかどうかの判断基準を示した判例（最高裁大法廷判決 昭50・9・10徳島市公安条例事件）が参考となる。

徳島市公安条例事件
(最高裁大法廷判決 昭50・9・10)

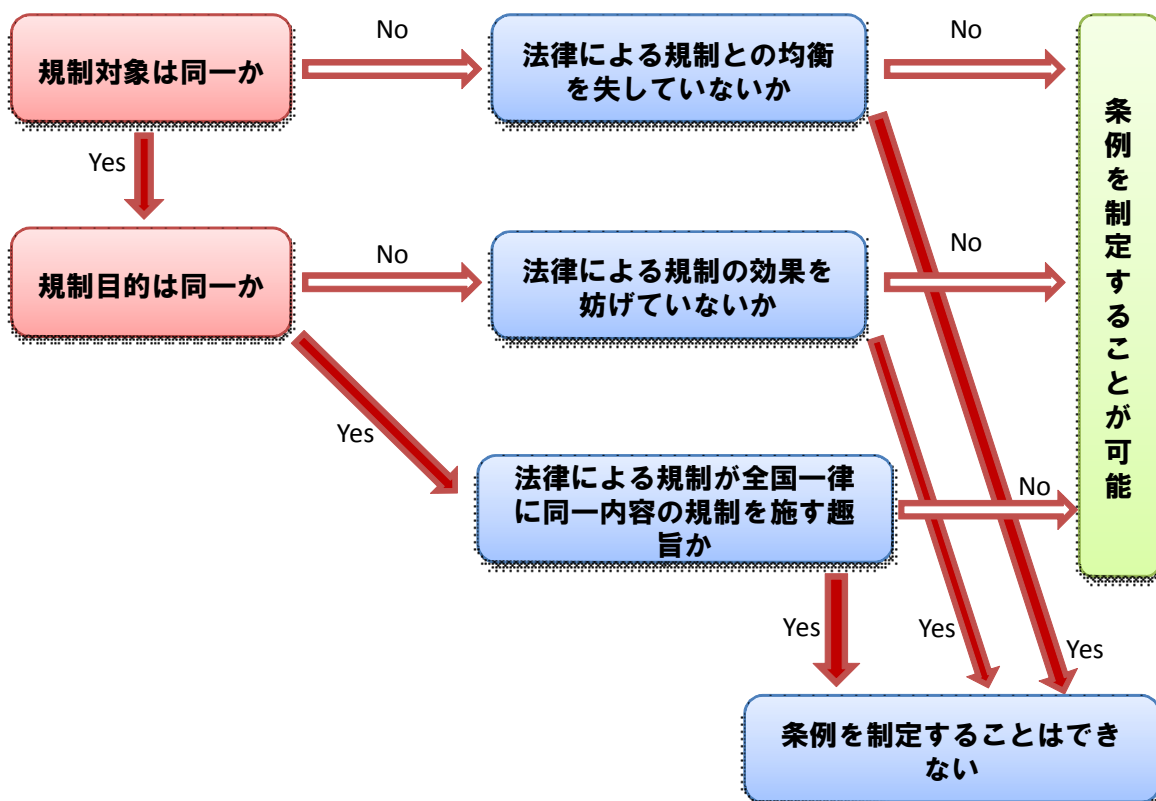
- ◆法令中に明文規定がないことが規制をしてはならない趣旨であれば、条例による規制は法令に抵触する。
- ◆特定事項について法令と条例が併存していても、条例が目的を異にしている、条例によって法令の目的・効果が阻害されない場合は、条例は法令に抵触しない。
- ◆法令と条例が同一目的であっても、法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの地方自治体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、条例は法令に抵触しない。

↓

- 法令、条例の内容に矛盾抵触がなく、条例における重複規制がそれ自体として特別の意義・効果を有し、合理性が肯定される場合、条例は適法である。

条例が法令に抵触しているかどうかの判断は、個別法令の規定ぶりだけでなく、法令と条例の双方の趣旨や目的、内容、効果等を総合的に比較しなければならない。

< 法律と条例の関係 >



(4) 市町村条例と都道府県条例の関係

① 市町村条例と都道府県条例が競合する場合の取扱い

地方自治法において、地方自治体は地域における事務を包括的に処理する権能があることが示され（第2条第2項）、さらに、都道府県と市町村の役割分担については、都道府県は主に広域にわたる事務を処理し、市町村はそれ以外の事務を幅広く処理することが明らかにされている（第2条第3項及び第5項）。

社会資本整備や住民福祉などの分野では、比較的、国の法令により都道府県と市町村の役割分担について明確にされているが、それ以外の例えば産業振興や環境などの分野では、都道府県と市町村との間で事務が競合することになる場合も少なくない。

この場合でも、給付行政においては、当該事務の規模や性質を踏まえ、自ずと棲み分けがなされているところであり、また仮に重複することになったとしても、給付行政の性質上、大きな問題は生じない。

ところが、規制行政、とりわけ条例で義務を課し、権利を制限する場合は、注意が必要である。地方自治法では、市町村は都道府県の条例に違反して事務を処理してしてはならないとし（第2条第16項後段）、条例が競合する場合は、都道府県の条例が優先するとして、運用上の矛盾が生じないように解決が図られているところである。

また、そもそも市町村の条例と都道府県の条例が競合しているかどうかははっきりしない場合があるが、この点については、法令と条例の関係の議論（IV 1 (3)）があたりはまり、両条例の規制対象や規制目的の同一性などを個別に判断することになる。

② 市町村条例と都道府県条例の関係のあり方

平成12年の地方分権一括法の施行により地方自治体の事務が増大し、それに伴い条例制定権の対象は拡大した。

さらに、現在進められている地域主権改革において、従来、国が定めていた施設・公物の設置管理基準について条例への委任（梓付けの見直し）が進められているところであり、加えて、地方自治法にもある「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねる」（第1条の2第2項）との基本理念に基づき国の事務の見直しが進められるとすれば、地方公共団体の条例の役割は、質的にも量的にも大きく拡大することになり、市町村の条例と都道府県の条例のあり方も大きな課題となるであろう。

先に述べた施設・公物の設置管理基準については、法令上市町村の条例と都道府県の条例の対象が区分されており、両者が直接的に抵触する事態は考えにくいですが、今後、地域主権改革の進展とともに、各地方自治体が独自性を発揮した条例を制定していくという動きが予想される中、市町村の条例と都道府県の条例のあるべき関係についても考えていく必要がある。

都道府県と市町村の役割分担	市町村と都道府県間の事前調整	市町村の条例への配慮
・都道府県は主に広域にわたる事務を処理し、市町村はそれ以外の事務を幅広く処理することになっていることから、条例を制定する場合も、都道府県と市町村の役割分担を意識することが必要である。	・市町村の条例と都道府県の条例の間で矛盾抵触が生じないよう、事前に市町村と都道府県の間で、内容の調整を行うことが必要である。これについては、例えば、都道府県が条例を制定する際、地域の意向や実情を反映したものとなるよう、市町村の意見を聴取し、条文に反映させることなどが考えられる。	・市町村の条例と都道府県の条例が競合した場合、地方自治法上は都道府県の条例が優先することは既述のとおりであるが、市町村は住民にとって最も身近な地方公共団体であり、都道府県が条例を制定するに当たっては、できる限り市町村の条例制定権を制約することのないよう配慮すべきであろう。 例えば、現在、施行されている道の条例において、市町村の条例で独自の規制を定めることを許容するものがあり（北海道地球温暖化防止条例、北海道景観条例など）、このような規定を設けることは、地域の特性に応じた行政を進める上でも有効と考えられる。

(5) 条例で基準を制定することによる責任

① 国と地方自治体の関係

国と地方自治体の関係は、地方分権一括法による地方自治法の改正によって、地方自治体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う位置づけが明示された。住民に身近な行政はできる限り地方自治体に委ねるとされ、明確に国と地方自治体との役割が規定されたが、これは、地域の行政については、地方自治体が第一義的な権限と責任を有することにほかならない。

地域主権改革は、国と地方自治体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場の関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づいた改革であり、住民に身近な行政は、地方自治体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするものである。

② 地方自治体の責任

地域主権改革が進展すれば、自ずと地方自治体間で行政サービスに差異が生じてくるものであり、地方自治体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大になる。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任で創っていくという責任の改革である。このため、住民や首長、議会のあり方やその責任も変わっていかなければならない。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大により、これまで国が決定し地方に義務付けてきた基準や施策等を地方自治体が条例の制定等により、自ら決定し、実施するように改めることが必要となる。こうした取組こそが、地域主権改革の真の意味での実現を左右するものである。地方自治体は、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により、地域の実情を踏まえた基準の設定や適切な施策等を講じなければならない。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大が進むことにより、議会の審議を通じ、地方自治体自らの判断と責任において行政を執行する仕組みに改めていく必要がある。

今後は、最適な行政サービスの提供を実現するため、地域独自の課題を踏まえ、創造性のある政策を創り出していくことが期待される。

2 市町村に求められる対応

(1) 課題解決型の政策法務

地方自治体では、これまでも住民の安全・生活や地域の良好な環境の保持といった地域特有の課題を解決するために、中央集権的な自治制度の下、法令等に基づき、種々の対応を行ってきたところであるが、地域主権改革の進展によって、地方自治体は、地域における政策主体として、独自の課題に沿った創造性のある政策を生み出していくことが期待されている。

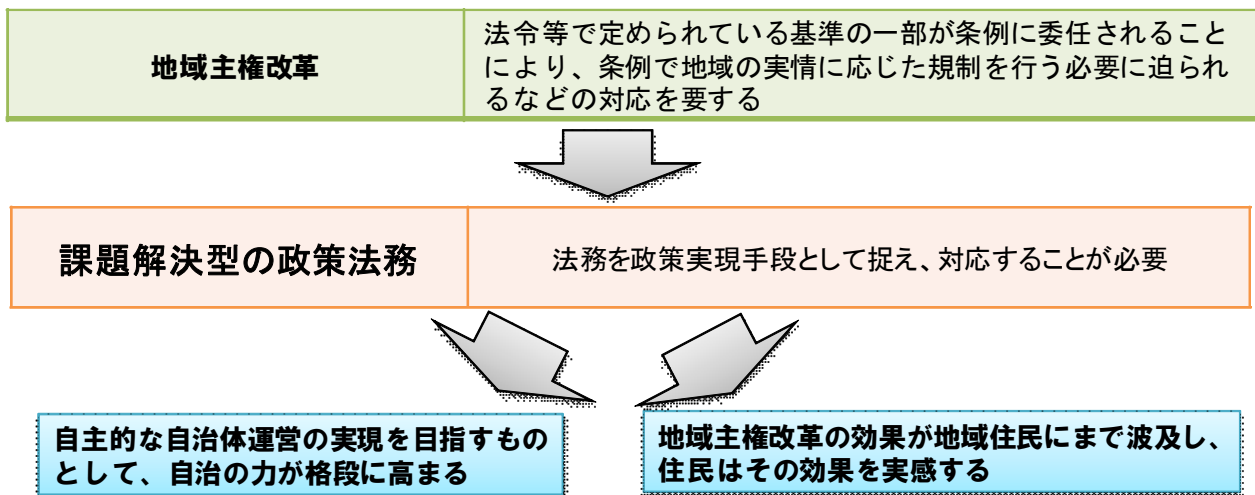
これからは、法令等で定められている基準の一部が条例に委任されることにより、条例で地域の実情に応じた規制を行う必要に迫られることも考えられるほか、地域特性に応じた独自のルールとして、法務を政策実現手段として積極的に捉え、対応することが必要となる。

このことは、「自己決定・自己責任」の理念に基づき、自主的な自治体運営の実現を目指すものとして、自治の力は格段に高まるものと考えられるが、これまでと同様に国の考え方を重視した事務処理を行うことを禁じている訳ではないため、政策実現手段として法務を活用するか否かは、地方自治体の個別判断となる。

しかしながら、地域の顕在化する課題を解決するために、法務を政策実現手段として活用することができれば、地方自治体における政策のあり方自体が変化し、地域主権改革の効果が地域住民にまで波及し、住民はその効果を実感することに繋がるはずである。

その反面、課題を認識しても従前通りの対応に終始すれば、住民には地域主権改革によって何が変わったのか、皆目わからないと言う結果になる恐れもある。

こうしたことから、地方自治体には、地域社会に固有の諸条件に照らして、最も有効に住民サービスの向上に繋がる方法、または事務処理の効率化に寄与する方法などを懸命に模索し、地域主権改革によって地方が得られる「自由」を自己責任により、積極的に活用して行く対応が求められている。



※政策法務：政策主体としての地方自治体が、その地域特性を生かした政策を展開するにあたり、条例制定権と自主的な法令解釈を駆使して総合的な検討を行い、政策の実現を図っていくとともに、その過程で争いが生じた場合には、訴訟によって自らの政策の正当性を主張すること。

(2) 義務付け・枠付けの見直しに伴う対応

国の義務付け・枠付けの見直しに伴い、現在、法律で規定している地方自治体の施設・公物に対する国の設置管理基準が条例に委任された場合、地方自治体においては、緊急的な対応が求められる。

その内容は、「地方分権改革推進計画」の内容を踏まえた見直し（1次見直し）に伴うものと、「地域主権戦略大綱」の内容を踏まえた見直し（2次見直し）があるが、それぞれ、どのような基準が条例に委任されるのか、理解を深めるため、本WGにおいては、次頁以降のとおり整理を行った。

本内容を参考にしながら、それぞれの地方自治体における検討作業に生かしていただければ幸いである。

なお、今回の国の義務付け・枠付けの検討対象は、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものに限定されており、府省令や要綱などは見直し検討の対象外であり、補助要綱・補助要領による財源の用途指定の規律は残っているため、国の支援制度と連動する内容（基準）を検討する場合には、その支援制度の補助要綱が許容している基準の範囲に十分に留意する必要がある。

地方分権改革推進計画の内容を踏まえた条例委任事項（第1次一括法）

府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	施行期日	経過措置
		条	項	条	項	都道府県	市町村				
文科省	へき地教育振興法	5の2		5の2	1~3	○		参酌	へき地学校等の指定、へき地手当の月額及びへき地手当と地域手当その他の手当との調整等に関する基準を条例委任	H24.4.1	
文科省	へき地教育振興法	5の3		5の3	1・2	○		参酌	へき地手当に準ずる手当に関する基準を条例委任	H24.4.1	
厚労省	児童福祉法			210の5の18	1	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定通所支援に従事する従業者に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項	H24.4.1	有
厚労省	児童福祉法			210の5の18	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき・標準・参酌	指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項	H24.4.1	有
厚労省	児童福祉法	24の12	1	24の12	1	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児入所施設等に従事する従業者に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定及び配置する職員の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	児童福祉法	24の12	2	24の12	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき・参酌	指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	児童福祉法	45	3	45	1	○	○ (指定都市、中核市の一部の基準のみ)、児童相談所設置市)	従うべき・標準・参酌	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))。ただし、保育所にあつては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定(標準)を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	老人福祉法	17	2	17	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	職業能力開発促進法	15の6	1	15の6	1	○		参酌	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練の内容に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	職業能力開発促進法	15の6	3	15の6	3	○	○	参酌	公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる教育訓練の対象者その他の内容に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法				42	1	○	従うべき・標準・参酌	基準該当居宅サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、74条並びで改正するもの。	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法				54	1	○	従うべき・標準・参酌	基準該当介護予防サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、115条の4並びで改正するもの。	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	74	1	74	1	○		従うべき	指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	78の4	1	78の4	1	○	○	従うべき	指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	115の4	1	115の4	1	○	○	従うべき	指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	115の14	1	115の14	1	○	○	従うべき	指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	74	2	74	2	○	○	従うべき・標準・参酌	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	78の4	2	78の4	2	○	○	従うべき・標準・参酌	指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定並びに指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定(従うべき基準)・その他の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	115の4	2	115の4	2	○	○	従うべき・標準・参酌	指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	115の14	2	115の14	2	○	○	従うべき・標準・参酌	指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定、利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定並びに指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準に係る規定(従うべき基準)・その他の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有

府省名	法律名	旧(計画掲載)		新(一括法)		条例策定主体		国の基準	条例の内容	施行 期日	経過 措置
		条	項	条	項	都道府県	市町村				
厚労省	介護保険法	88	1	88	1	○		従うべき	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	97	2	97	2	○		従うべき	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準(医師及び看護師を除く。)(介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	88	2	88	2	○		従うべき・参酌	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	97	1	97	1	○		参酌	介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準(療養室、診療室及び機能訓練室を除く。)を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	介護保険法	97	3	97	3	○		従うべき・参酌	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	1	110	1	○		従うべき	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	2	110	2	○		従うべき・参酌	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	障害者自立支援法			30	1	○		従うべき・標準・参酌	基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※計画にはないが、43条及び44条並びで改正するもの。	H24.4.1	有
厚労省	障害者自立支援法	43	1	43	1	○		従うべき	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	障害者自立支援法	43	2	43	2	○		従うべき・標準・参酌	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	障害者自立支援法	44	1	44	1	○		従うべき	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	障害者自立支援法	44	2	44	2	○		従うべき・参酌	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	障害者自立支援法	80	2	80	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	障害者自立支援法	84	2	84	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	1	3	1	○		従うべき	教育、保育等を総合的に提供する施設(幼稚園又は保育所等)の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任	H24.4.1	
厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	3	2	3	3	○		従うべき	教育、保育等を総合的に提供する施設(幼保連携施設)の認定の要件のうち、入所又は入園資格に関する基準を条例委任	H24.4.1	
厚労省	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	6	2	3	1-3			参酌	認定こども園の表示に関する基準を条例委任	H24.4.1	
国交省	公営住宅法	5	1	5	1	○		参酌	公営住宅の整備基準を条例委任	H24.4.1	有
国交省	公営住宅法			5	2	○		参酌	共同施設の整備基準を条例委任 ※計画にはないが、5条1項並びで改正するもの。	H24.4.1	有
国交省	公営住宅法	23		23		○		参酌	公営住宅の入居者資格のうち、公営住宅に入居すべき低額所得者としての収入基準を条例委任	H24.4.1	有
国交省	道路法	30	1	30	4	○		参酌	都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車面、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例委任	H24.4.1	有
国交省	道路法	30	2			○					
国交省	道路法	45	2	45	3	○		参酌	都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識(これらに付随する補助標識を含む。)の寸法及び文字の大きさに係る基準を条例委任	H24.4.1	有
国交省	河川法	100		100	1	○		参酌	準用河川に係る河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準を条例委任	H24.4.1	有
総務省	地方公営企業法	32		32	2-3	○		—	条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できる。	H24.4.1	

地域主権戦略大綱の内容を踏まえた条例委任事項（第2次一括法案）

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	施行 期日	経過 措置
					都道府県	市町村				
2	警察庁	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36	2	○		参酌	交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を条例委任	H24.4.1	
4	文科省	社会教育法	30	1		○	参酌	公民館運営審議会の委員の委嘱に当たり満たすべき基準を条例委任	H24.4.1	
5	文科省	図書館法	15		○	○	参酌	図書館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準を条例委任	H24.4.1	
6	文科省	博物館法	21		○	○	参酌	博物館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準を条例委任	H24.4.1	有
8	厚労省	児童福祉法	21の5015	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により新設された条項	H24.4.1	有
8	厚労省	児童福祉法	24の9	2	○	○ (指定都市、児童相談所設置市)	従うべき	指定障害児入所施設の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は障害者自立支援法等改正法により準用規定となった。	H24.4.1	有
9	厚労省	食品衛生法	29	1・3	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	食品衛生検査施設の設備(従うべき基準)及び職員配置(参酌基準)に関する基準を条例委任		
9	厚労省	食品衛生法	29	2・3		○ (保健所設置市、特別区)	従うべき・参酌	食品衛生検査施設の設備(従うべき基準)及び職員配置(参酌基準)に関する基準を条例委任		
10	厚労省	医療法	7の2	4	○		従うべき	病院等の病床数算定に当たっての補正の基準を条例委任	H24.4.1	有
10	厚労省	医療法	7の2	5	○		従うべき	病院及び診療所の既存の病床数を算定する場合の介護老人保健施設に係る入所定員数に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
10	厚労省	医療法	18		○	○ (保健所設置市、特別区)	従うべき	病院及び診療所の薬剤師の配置に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
10	厚労省	医療法	21	1	○		従うべき・参酌	病院の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準(薬剤師、看護師、准看護師、助産師、歯科衛生士及び栄養士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準)・診療放射線技師、理学療法士及び作業療法士の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定、事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定(参酌基準))並びに病院の施設の一部に関する基準(参酌基準)を条例委任	H24.4.1	有
10	厚労省	医療法	21	2	○		従うべき・参酌	療養病床を有する診療所の従業者に関する基準のうち、医師及び歯科医師以外の従業者の配置に関する基準(看護師及び准看護師の資格並びにその配置する員数に関する基準に係る規定並びに看護補助者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準)・事務員その他の従業者の員数に関する基準に係る規定(参酌基準))並びに療養病床を有する診療所の施設の一部に関する基準(参酌基準)を条例委任	H24.4.1	有
11	厚労省	生活保護法	39		○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	保護施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
12	厚労省	社会福祉法	65	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	社会福祉施設の設備及び運営に関する基準(医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に関する規定(従うべき基準)・施設の利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
13	厚労省	水道法	12	1	○	○	—	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者の配置に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
13	厚労省	水道法	12	2	○	○	参酌	水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う技術者の資格に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
13	厚労省	水道法	19	3	○	○	参酌	水道技術管理者の資格に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
14	厚労省	職業能力開発促進法	19	1	○	○	標準・参酌	公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準(訓練生の数に関する規定(標準)・教科、訓練時間、設備その他の事項に関する規定(参酌基準))を条例委任	H24.4.1	有
14	厚労省	職業能力開発促進法	21	1				公共職業能力開発施設の長が行う技能照査の対象者に関する基準を条例委任 ※19条1項の条例委任により実現	H24.4.1	有
14	厚労省	職業能力開発促進法	23	1	○	○	参酌	無料の公共職業訓練の対象者に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
14	厚労省	職業能力開発促進法	28	1	○	○	従うべき	公共職業訓練のうち普通職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
14	厚労省	職業能力開発促進法	30の2	1	○	○	参酌	公共職業訓練のうち高度職業訓練における職業訓練指導員の資格に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
15	厚労省	介護保険法	70	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定居宅サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任		
15	厚労省	介護保険法	78の2	1		○	従うべき	指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項		
15	厚労省	介護保険法	78の2	4		○	従うべき	指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項		
15	厚労省	介護保険法	115の2	2	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項		
15	厚労省	介護保険法	115の2	2		○	従うべき	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任 ※本条項は第2次勧告の条項		
15	厚労省	介護保険法	86	1	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を条例委任		

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	施行 期日	経過 措置
					都道府県	市町村				
15	厚労省	介護保険法	74	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定居宅サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	74	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	88	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護老人福祉施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	88	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	97	1		○ (指定都市、中核市)	参酌	介護老人保健施設が有しなければならない施設に関する基準(療養室、診療室及び機能訓練室を除く。)を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	97	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき	介護老人保健施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	97	3		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護療養型医療施設が有する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	旧介護保険法 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法)	110	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	115の4	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
15	厚労省	介護保険法	115の4	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。		
16	厚労省	障害者自立支援法	36	3	○	○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を条例委任	H24.4.1	有
16	厚労省	障害者自立支援法	43	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	H24.4.1	有
16	厚労省	障害者自立支援法	43	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・標準・参酌	指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・利用者の数に関する基準に係る規定(標準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	H24.4.1	有
16	厚労省	障害者自立支援法	44	1		○ (指定都市、中核市)	従うべき	指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(医師等の従業者の資格に関する基準に係る規定及び配置する従業者の員数に関する基準に係る規定(従うべき基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	H24.4.1	有
16	厚労省	障害者自立支援法	44	2		○ (指定都市、中核市)	従うべき・参酌	指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(居室の面積に関する基準に係る規定並びに施設の利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定(従うべき基準)・その他の設備及び運営に関する基準に係る規定(参酌基準))を条例委任 ※第1次一括法で条例委任していたが、第2次見直しの権限移譲に伴い、条例委任先を追加するもの。	H24.4.1	有

大綱 番号	府省名	法律名	条	項	条例策定主体		国の基準	条例の内容	施行 期日	経過 措置
					都道府県	市町村				
18	国交省	道路法	24の3		○	○	—	自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に必要事項に係る標識の表示基準を条例委任	H24.4.1	有
18	国交省	道路法	48の3		○	○	—	自動車専用道路と道路等の交差の方式を立体交差の方式としなくてもよい場合について、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合以外の基準を条例委任	H24.4.1	有
18	国交省	道路法	48の4		○	○	—	自動車専用道路と連結することができる施設について、道路等、利便施設等及び連結道路等以外の基準を条例委任	公布から3ヶ月	
19	国交省	都市公園法	3	1	○	○	参酌	都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を条例委任	H24.4.1	有
19	国交省	都市公園法	4	1	○	○	参酌	都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
20	国交省	駐車場法	8	2	○	○	—	路上駐車場管理者が設置する路上駐車場の駐車料金等に係る標識の表示に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
21	国交省	下水道法	7		○	○	参酌	公共下水道の構造の技術上の基準(雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除く。)を条例委任	H24.4.1	有
21	国交省	下水道法	21	2	○	○	参酌	終末処理場の維持管理に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
21	国交省	下水道法	28	2	○	○	参酌	都市下水路の維持管理に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
22	国交省	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	20	1	○	○	—	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任	H24.4.1	有
22	国交省	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	21	1	○	○	—	延焼等危険賃貸住宅の代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任	H24.4.1	有
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	118	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である公営住宅の入居基準を条例委任	H24.4.1	
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	119	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である特定公共賃貸住宅の入居基準を条例委任	H24.4.1	
23	国交省	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	120	1	○	○	—	賃借人代替住宅又は転出区分所有者代替住宅である高齢者向け公共賃貸住宅の入居基準を条例委任	H24.4.1	
24	国交省	特定都市河川浸水被害対策法	17	3	○	○ (指定都市、中核市、特例市)	参酌	技術的基準に適合する雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
24	国交省	特定都市河川浸水被害対策法	24	1	○	○ (指定都市、中核市、特例市)	参酌	保全調整池が存する旨を表示した標識の表示に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
25	国交省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	10	1・2	○	○	参酌	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
25	国交省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	13	1~3	○	○	参酌	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
26	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	21	3		○	参酌	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例委任	H24.4.1	有
27	環境省	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	15	13	○		参酌	指定猟法禁止区域及び休猟区に設置する標識の表示に関する基準のうち、寸法に係る基準を条例委任	H24.4.1	有
			34	5	○		参酌		H24.4.1	有
b 24	国交省	道路整備特別措置法	18	1	○	○	—	条例で定めるところにより、道路を新設し、又は改築して、料金を徴取することができる。	H24.4.1	有
b 24	国交省	道路整備特別措置法	19	1	○	○	—	条例で定めるところにより、料金を徴取している二以上の道路を一の道路として料金を徴取することができる。	H24.4.1	有

V 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定プロセス (ケーススタディ ～公営住宅の入居基準～)

1 基準の内容

(1) 義務付け・枠付けの見直しに伴う公営住宅入居基準の内容

① 同居親族要件

これまで、高齢者や障害者等を除き、原則として、同居している親族がいることが要件とされていたが、同要件は廃止。

区 分	内 容
改正前	<p>原則として、同居又は同居しようとする親族がいることが要件。 ただし、例外として、老人・障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として、政令で定める次の者については、単身入居が許容されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60歳以上の者 ・ 障害の程度が一定程度の障害者 ・ 生活保護法による被保護者 ・ DV被害者のうち一定の要件を満たす者 など
改正後	<p>同居親族要件を廃止。 域内の公営住宅ストック等の住宅事情を考慮し、引き続き単身入居について一定の制限が必要である場合には、単身者の入居資格について一定の制限を課すことや同居親族のある者について優先的に選考して入居させることなど、条例により措置を行う。</p>

② 入居収入基準

これまで法令で定めていた入居収入基準について、事業主体が条例で定めることとなった。(国は参酌すべき基準を政令で規定)

区 分	内 容
改正前	<p>収入が一定の範囲内であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本来階層：収入分位25%以下 ◆ 裁量階層：特に居住の安定を図る必要がある次の者で、収入分位40%以下で事業主体が定める収入金額以下 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者又は同居者が一定程度の障害者 ・ 入居者が60歳以上の者、かつ、同居者の何れもが60歳以上又は18歳未満の者 ・ 同居者に小学校就学前の者がいる場合 など
改正後	<p>入居者資格のうち、入居収入基準については事業主体が条例で定め、国は、参酌すべき基準を政令で規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来階層及び裁量階層の入居収入基準の上限として、収入分位の50%（予定）に相当する金額を政令で規定 ・ 本来階層の入居収入基準を条例で定める際に参酌すべき基準を政令で規定

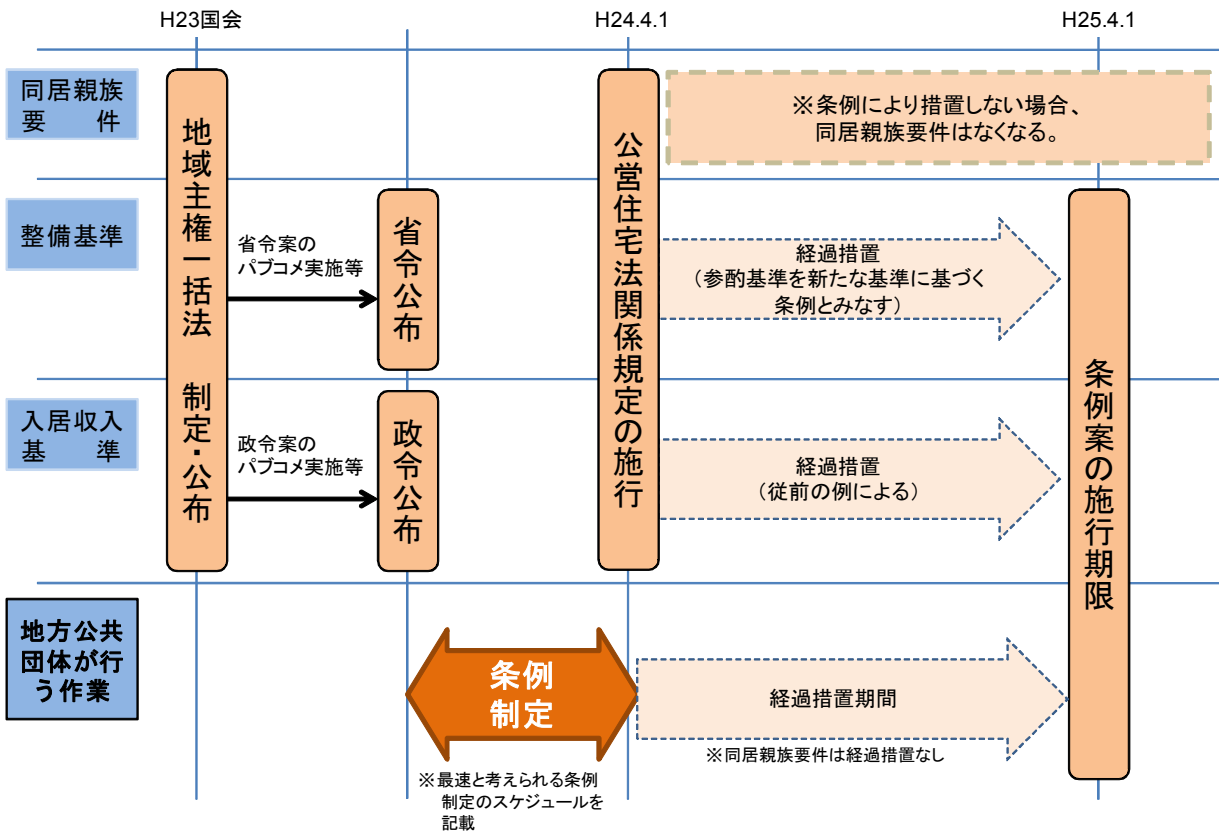
〔法改正の概要〕

	法改正前	法改正後
同居親族要件	同居または同居しようとする親族がいること。 (老人、身体障害者等を除く)	同居親族要件を廃止
収入基準	次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>収入分位とは</p> <p>全国の2人以上世帯を収入の順に並べ、例えば収入分位25%であれば収入の低い方から4分の1番目に該当する収入に相当する分位。また、月額金額は、当該分位相当する額を月額換算したもの。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>収入分位40% 月額21.4万円</p> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> <p>上記収入分位は改正法公布後、政令により定められる。 H21.12国土交省資料に示された額を記載。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位40%の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり</p> <p>本来階層 裁量階層以外の、低額所得者の住宅を確保するため定めた金額 法、政令で固定 地方の裁量なし</p> </div> </div>	次の金額以下の収入であること。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>収入分位50% 月額25.9万円</p> <p>収入分位25% 月額15.8万円</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>裁量階層 60才以上の老人や身体障害者などについては、収入分位50%(予定)の金額以下で条例で定める金額 地方の裁量あり</p> <p>本来階層 政令で定める額(収入分位25%を予定)を参照して条例で定める金額 国の基準を参照の上、変更が可能に</p> </div> </div>
<p>住民の住宅確保の状況や公営住宅の空き状況、待機人数などを踏まえた、自治体独自の住宅行政を行うことが可能に</p>		

〔参考～法改正の主な経緯～〕

改正時期	法改正の内容
S55	単身高齢者、障害者については、その居住に適した設備（バリアフリーなど）がある民間賃貸住宅は、十分供給されておらず、また、他の住宅困窮世帯と比べ、居住の安定の確保を図る必要が高いことから、「高齢者(50歳以上)」、「身体障害者(4級以上)」、「生活保護受給者」、「海外引揚者等」などは住宅困窮者として単身者でも入居資格を有する者とする法改正
H8	公営住宅の対象階層は、原則として全所得階層の下から25%まで(収入分位25%に相当する政令月収20万円(年間粗収入3人世帯463万円)となり、ほかに裁量階層(50歳以上の高齢者、障害者等)は40%までと規定。また、高額所得者には明け渡しを請求され、明け渡しをしない時は、近傍同種の民間住宅家賃並みの家賃が徴収できることとする法改正
H17	高齢者の年齢要件を「60歳以上」に引き上げ(経過措置として昭和31年4月1日以前生)、障害者の範囲を精神障害者・知的障害者(何れも手帳交付者)まで拡大し、DV被害者を追加する法改正
H19	世帯所得の変化や高齢者世帯の増加に伴い、H8年の収入分位25%がH19現在は収入分位36%に相当。その結果、「応募倍率が上昇し、住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状態に(国土交通省)」なったことから、入居収入基準について、政令月収をH19現在の収入分位25%に相当する額である15万8000円(年間粗収入3人世帯400万円)に改訂する法改正

〔法改正の想定スケジュール〕



※時期については、国会における審議の状況を勘案し、国土交通省資料に基づき作成

2 市町村における条例制定プロセス

(1) 法改正に伴う自治体の判断

① 同居親族要件

同居親族要件の廃止に伴い、次のような判断を政策的に決定の上、条例で規定することが可能になる。

- ・同居親族要件を全て廃止し、若年層単身者の入居を容認する
- ・同居親族要件を一部廃止(親族要件のみ廃止)し、寄り合い世帯の入居を容認する
- ・同居親族要件を現行どおり維持する

区分	利点	主な検討課題
同居親族要件を全て廃止し、若年層単身者の入居を容認	新たな階層が入居することによるコミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・応募倍率の上昇 ・民間市場(事業者)との競合 ・単身者用住戸不足 ・世帯分割の促進 ・寄り合い世帯の入退去時の管理など
同居親族要件を一部廃止(親族要件のみ廃止)し、寄り合い世帯の入居を容認		
同居親族要件を現行どおり維持	変更による混乱が生じない	

② 入居収入基準

〔本来階層における収入基準の設定〕

本来階層の入居収入基準額の設定が条例に委任されることにより、次のような判断を政策的に決定の上、条例で規定することが可能になる。

- ・基準額の引き上げ
- ・基準額の引き下げ
- ・現行どおり

区分	利点	主な検討課題
基準額の引き上げ	新たな階層が入居することによるコミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・応募倍率の上昇 ・民間市場(事業者)との競合など
基準額の引き下げ	応募倍率の低下 より多くの低所得者が入居可能	<ul style="list-style-type: none"> ・偏りのある階層構成になる ・収入超過者となる既入居者など
現行どおり	変更による混乱が生じない	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進行によるコミュニティの弱体化など

〔裁量階層の対象層と収入基準金額の設定〕

裁量階層の収入基準等の設定が条例に委任されることにより、次のような判断を政策的に決定の上、条例で規定することが可能になる。

- ・ 対象層の拡大（追加）
- ・ 対象層の縮小（廃止）
- ・ 基準額の引き上げ
- ・ 基準額の引き下げ
- ・ 現行どおり

◆ 裁量階層の対象層

区分	利点	主な検討課題
対象層の拡大（追加）	新たな階層が入居することによるコミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募倍率の上昇 ・ 民間市場（事業者）との競合など
対象層の縮小（廃止）	応募倍率の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偏りのある階層構成になる ・ 収入超過者となる既入居者など
現行どおり	変更による混乱が生じない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化の進行によるコミュニティの弱体化など

◆ 収入基準金額

区分	利点	主な検討課題
基準額の引き上げ	新たな階層が入居することによるコミュニティの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募倍率の上昇 ・ 民間市場（事業者）との競合など
基準額の引き下げ	応募倍率の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偏りのある階層構成になる ・ 収入超過者となる既入居者など
現行どおり	変更による混乱が生じない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化の進行によるコミュニティの弱体化など

同居親族要件、入居収入基準等の設定の組み合わせにより、どのような層の入居を促すか、また、既存の入居者をどのように扱うかなど、各市町村の施策の方向性を踏まえ、自らの判断で基準を決める必要がある。

(2) 条例制定のプロセス

条例の制定に当たっては、法の趣旨はもとより、各自治体が抱えている様々な事情を踏まえながら、検討することとなるが、本項では、条例を制定するまでの標準的なプロセスを3段階に分類し、それぞれの段階で必要となると思われる内容について検討を行った。

なお、本項目における検討の参考とするため、道内3市町に対し、現時点の対応と想定するプロセス等について調査を実施した。

① 政策の検討段階

国の地域主権改革に伴い、条例の立案は、地方自治体の政策を具体化するためには、これまでも増して重要となっており、そのための政策検討に当たっては、地域に顕在化している課題や内包する課題など、地域社会の様々な価値や欲求を加味した上で、進めていくことが求められる。

このため、まずはじめに考えることは、今何が問題になっているのか、それに対してどのような対応が求められるのかといった、諸般の事情を詳しく調べ、事実関係を明確に把握する「立法事実」を検討することが必要になる。

その上で、条例を規律することによる影響などを十分に調査・分析するとともに、他の地方自治体の対応なども参考にしながら、条例の制定によって生じるメリットやデメリットを比較・検討し、政策の判断を行っていく必要がある。

また、条例は法的にも妥当なものでなければならないことから、憲法をはじめ、法律や政令といった国の法令との間に矛盾や抵触がないかどうかについての検証が必要である。

政策検討のためのデータの収集

収入基準等の検討に参考となるデータ例

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| ○ 公営住宅の空き状況 | ○ 未入居の低額所得者の状況 |
| ○ 民間市場の状況（物件数、家賃） | ○ 高額所得者の入居希望 |
| ○ 単身者の入居希望 | ○ 将来の入居者予測（年金者人口など） |
| ○ 子育て世代の政令月収の分布 | ○ 市町村内での収入分位の把握（国とかい離していないか） |
| ○ 持家に居住している世帯数 | ○ 特別養護老人ホーム等の施設入居者数 など |

政策検討（適正な収入基準等の検討）

・これらのデータをもとに、現在の公営住宅の収入基準が当該団体にとって適正となっているか、また、どのような問題を起こしているかなどを把握し、その解決策として、適正と考えられる収入基準の検討を行う。

・周辺市町村等との調整の必要がある場合、周辺市町村等と情報交換を図りながら検討を行う。

※ 国では、政令月収の算出に当たり、総務省統計局が行っている「家計調査」をもとに全国の収入分布を計算した上で、収入分位の25%に該当する額を決定しているが、各自治体において、当該自治体の収入分位の下位25%に該当する金額を算出しようとする場合には、各自治体が保有する課税関係情報を用いて算出する方法が考えられる。

しかしながら、課税関係情報は、多くの個人情報を含む内容であることから、収入分位を算出する際には、以下の点に十分留意する必要がある。

- ◆算出する資料は、個人が特定される情報が入り込まないものとするほか、算出する資料の元となるデータをやり取りする場合には、個人情報の扱いについて留意すること。

② 政策の合意形成段階

様々な事情を考慮の上で検討した政策内容が、住民生活に影響を及ぼすような場合には、専門家による審議や住民からの意見を適切に聴取する機会を設け、政策の合意形成を図っていくことが重要である。

特に、近年は、徹底した情報公開が求められており、政策の合意形成過程において可能な限り、住民の参加を導入する方向にあり、パブリックコメントや審議会委員の公募、審議会への住民参加など、様々な形で住民との協働関係の構築が模索されている。

この政策の合意形成過程の透明化は、次の公定段階の取組を円滑に進めていくためにも重要である。

専門家等による審議会・パブリックコメントの実施等

検討し作成した原案を、必要により審議会への諮問やパブリックコメントの実施等を行う。
(特に、基準を緩和する場合には、専門家の意見は重要と考えられる)

～政策の形成過程における住民意見等の反映～

政策の形成過程において、住民の意向を的確に反映させる手続である意見公募手続（パブリックコメント）については、各市町村の条例や規則等に基づいて実施されるが、住民の権利義務に関係するものや条例で行政運営や政策の基本を定める場合には、必ず行わなければならない場合があるので、それぞれの団体で規定している意見公募手続制度などを十分に確認した上で、意見公募手続等を経なければならないものか留意する必要がある。

また、独自の基準を条例で定めようとする場合、専門的・技術的な見地からの検討を行うため、審議会等の設置や有識者からの意見聴取の実施についても検討する必要がある。

③ 政策の公定段階

条例は、議会の議決という民主的な手続を経た上で制定されるものであることから、各自治体の首長は、議会や住民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことが必要になる。

この段階では、各自治体の首長が条例案を議会に提出し、議会において、条例案の内容を審議することとなるが、議会への説明に当たっては、立法事実や政策の合意形成過程などを十分に踏まえた丁寧な説明を行うことが求められる。

条例案の作成

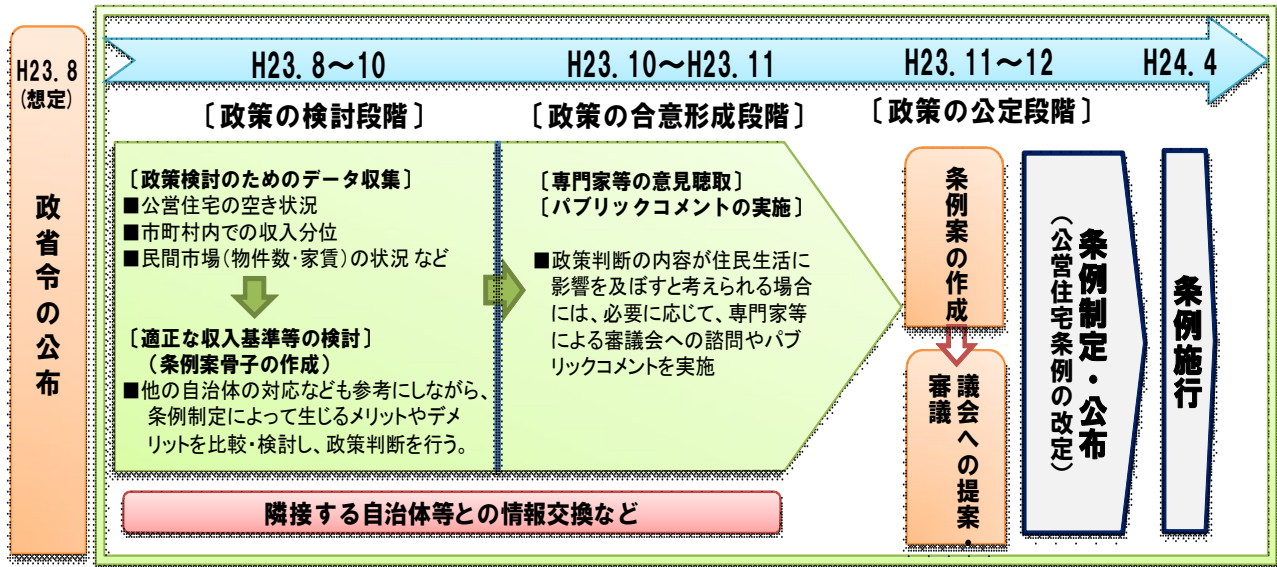
決定した基準の条例化（成文化）を行う。（各市町村公営住宅条例の改正）



議会への提案・施行

条例案の検討経過や根拠の整理を行った上で、条例案を議会へ提案、可決後、公布・施行。

3 条例制定の工程表（最速と考えられる条例制定のスケジュールを記載）



※一般的に、既存の基準を変更する場合は、その適用を受ける者に混乱が生じることのないよう、条例の公布時期と施行の時期をずらし、その内容を周知させるための期間（最低3ヶ月程度）を設けることが望ましい。



※同居親族要件は経過措置なし

4 条例制定における課題

(1) 政策課題の発見と解決（意識改革）

平成11年の地方分権一括法は、地方自治体の役割は、政策・制度の単なる執行主体から、自ら企画立案する主体に転換することが目的であったが、自治事務についても、国が法令で事務の実施やその方法を縛ってきた。

今回の地域主権改革により、国の義務付け・枠付けが見直されることにより、地方自治体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めることで、自らの判断と責任において行政を執行する仕組みに改めるものである。

これから、法令等で一律に定められてきた基準が、条例に委任されることとなり、今後は、地域の実情に応じた基準を条例により規定することになるが、こうした流れを踏まえた上で、我々地方公務員は、一層、地域主権時代にふさわしい立法と法執行のあり方を検討し、法務を政策実現に最大限に活用して行くという意識改革が必要となる。

こうした意識改革を踏まえ、発見した政策課題を解決するため、これまでの国の基準や新たに示される参酌等すべき基準がどのような考え方の下で制定されたのか、精査を行うことが条例制定のスタートになるものと考ええる。

(2) 特定公共賃貸住宅等の物件や民間物件との関係

国の基準の政令月収が地域の実態と乖離し、高額な設定になっている自治体の場合、公営住宅の入居資格者が増大し、入居倍率が上がり、その結果として、最も必要とする住宅困窮者（低所得者）が入居できないという状況に至っていることが考えられる。

このようなケースをはじめ、公営住宅の入居収入基準を変更する際には、中堅所得者等向けの特定公共賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律）や高齢者向け優良賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）の位置付けについて、それぞれの法律の趣旨や整備目的及び地域の実情を踏まえて判断する必要がある。

また、民間住宅の物件数や家賃の状況、市町村として民間住宅の供給を促進するのか、または、公営住宅を増やすのかなど、民間住宅とのバランスや施策の方向性の整合性なども考慮する必要がある。

(3) 道営住宅や近隣市町村営住宅との関係

道営住宅が立地している市町村やその近隣市町村は、市町村営住宅の入居収入基準が道営住宅と乖離しないように考慮することが考えられるため、基準を変更する際に道との調整が課題となる。

道営住宅の設置趣旨と市町村営住宅はその設置主体が異なり、入居基準についても、それぞれの判断により設定されるものであり、基準が異なることは当然に想定されることではあるが、住民から見た場合には同じ公営住宅であり、基準の設定に当たっては、道営住宅や近隣市町村営住宅の基準との関係について説明が必要となる。

このため、入居基準の検討に当たっては、従来の基準どおりとする場合であっても基準を変更する場合でも道や近隣市町村のとの情報交換や調整など、それぞれの考え方の整理が必要となると考えられる。

(4) 住民の意見反映

公営住宅の入居基準など、広く一般住民に影響を与えるものについては、パブリックコメントなど、住民の意見を聴取する手続を行うことが望ましい。

条例で定める基準案は、審議会を設置するなど、法令の趣旨に沿って、専門的な見地から検討を重ね、作成されるものと考えられるが、住民から意見を公募するに当たっては、公営住宅法の解説や検討の経緯について、図表・グラフなどを活用しつつ、住民にわかりやすい資料により、住民から建設的な意見が提出されるよう、工夫する必要がある。

なお、住民意見の反映に活かすことは重要であると考えられるが、専門家による審議会の審議を経て策定された基準案とパブリックコメントにより提出された意見が相違することも考えられ、双方の調和が課題となる。

VI 広域連携とその効果

1 市町村へのヒアリング結果の検証

小規模な団体では、人員不足から、法制知識のある専門職員を配置できないところや、法制担当職員が他の業務を兼務し、法制業務に時間を割くことができないところがある。

また、近年の財政規律の厳格化等により、近隣市町村との会議（連携の場）も行われなくなり、気軽に近隣団体へ情報交換や相談を行うことができなくなってきているところもある。

その他、自治体の規模によって、次のような相違点があった。

- ・大規模市以外の団体では、法制知識のある専門職員を配置することが難しい。
- ・会議は、団体の規模に関係なく地域ごとに設置されている場合が多く、会議の有無に地域差がある。
- ・小規模な団体では、連携は有効であり、道の関与も必要と考えているところがある。
- ・大規模な団体では、単独で課題を解決することができ、抱えている課題が共通する同規模の団体との情報交換や相談が可能な仕組みを有している。

相違点を整理すると次のとおりである。

区 分	大規模市	大規模市以外の団体
法制担当職員	法制知識のある専門職員を配置可能	法制知識のある専門職員の配置は難しい
会議	同規模の団体間で会議を持っている	ブロック管内で設置しているところもあるが、地域差がある
情報交換、相談	同規模の団体間で必要	必要であり、また、道の調整も必要

以上の結果から、大規模市以外の団体は、他団体との情報交換や相談、法制担当職員の知識の向上を目的とした、枠組み（会議）の設置が必要（道・振興局が相談対応や調整を行いながら進めていくことが良い）と考えており、大規模市は、大規模市特有の課題に対処できるよう、体制整備を必要としていることが分かった。

2 これまでの連携の取組

(1) 北海道町村会の取組

北海道町村会の法務支援室では、道内の町村に対し、情報提供や相談、法務研修による人材育成等を行っており、また、町村をメンバーとした条例研究会を設置し、各町村に共通する条例制定・改正等に係る課題等を研究し、成果を提供するなど、法務体制の確立や、職員の法務能力の向上を図るための支援を行っている。

さらに、次のステップとして、地域において法制事務に関する問題や課題についての調査・研究や意見交換を行うことにより、法制能力の向上が図られるよう、地区町村会ごとに条例研究会の設置を依頼しており、これまで、後志、空知、上川（中部）、宗谷、根室の各管内において設置されている。

(2) 上川管内中央部自治体法制部会の取組

上川中部地域に設置された「上川管内中央部自治体法制部会」では、上川管内中央部の8町（16名）で組織され、月1回の定例会を開催し、地方分権に係る法務の疑義に関する研究や、各町の独自条例を持ち寄っての討論、条例制定についての意見交換、演習問題の研究など、法制担当職員の能力向上や団体間の情報交換などの取組を行っている。

連携内容：法制実務の知識向上の取組（各種条例等の研究討議、構成町との情報交換 など）

1 構成町（8町）

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町 ※設置：平成11年10月

2 設置の背景及び目的

(1) 単独で専掌組織・専門職員の確保が困難

これからの自治体は、自主・自立性を高め、自己決定、自己責任の原則に基づき法令解釈等についても、自治体が自らの確に対応しなければならないが、直ちに各町に法務・法制の専門職員を育成し、専門課・係を設置するには定数の確保に困難がある。

(2) 研究会の設置により機能強化

上川管内中央部8町が共同で法制専門の研究会を設置することにより、専門の課等を持った都市のような法制能力を持つことが期待できる。

(3) 研究会の設置により職員資質が向上

各町2名程度の参加により研究会を組織し、弁護士など、法制専門家に協力してもらえることも考えられ、より質の高い知識を修得することができる。

(4) 各町における取組の活発化を期待

各町より出席している職員を中心にそれぞれの町に法制等の研究グループを誕生させることを狙いとする。

3 主な活動内容 町議会定例会前に開催（年4回程度）

(1) 道から講師を招き、政策法務についての講演、さらには法令実務の基本的知識の講義を実施

(2) 各町が条例等を制定する際の疑問点について、研究討議

(3) 法制執務の講義を行い、条例改正等の演習問題を研究

(4) 要綱・要領の作成に関する講義と各町の特色ある要綱・要領を持ち寄って討論を実施

(5) 条例の運用について講義を行い、各町独自の条例を持ち寄り討議を実施

(6) 構成町の中で新たな条例制定の予定がある場合、内容等について意見交換を実施

(3) 釧路地域の取組

釧路地域では、地域主権改革を見据えた法制執務体制の構築の必要性から、釧路市を含めた管内市町村の既存の組織である「管内法制・総務事務研究会」に、釧路町村会、釧路総合振興局も参加することとし、地区条例研究会の要素も併せ持った組織として、平成23年6月に見直しを行った。

3 有効と考えられる連携のあり方

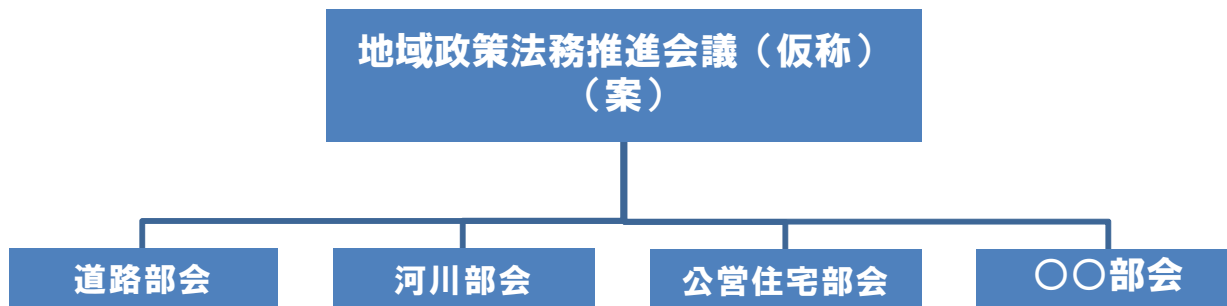
(1) 当面する地域主権改革への対応

① 取組体制

今後、道内市町村においては、地域主権改革に伴う国の政省令の改正の動向等を踏まえ、地域の実情に応じた条例の制定が必要となるが、地域の法制業務の整備体制の実態を勘案すると、市町村等が連携して対応することも有効であり、この場合、道（振興局）に対しても一定の役割が期待される。

道が過度に関与することは、地域主権改革の理念を考慮すると望ましい形とはいえないが、条例委任される基準の内容によっては、道と市町村間で調整を要するものや市町村間のバランスを顧慮すべきものもあることなどから、道と市町村等の連携の場を設け、検討を進めて行くことが有効であると考えられる。

〔会議のイメージ〕

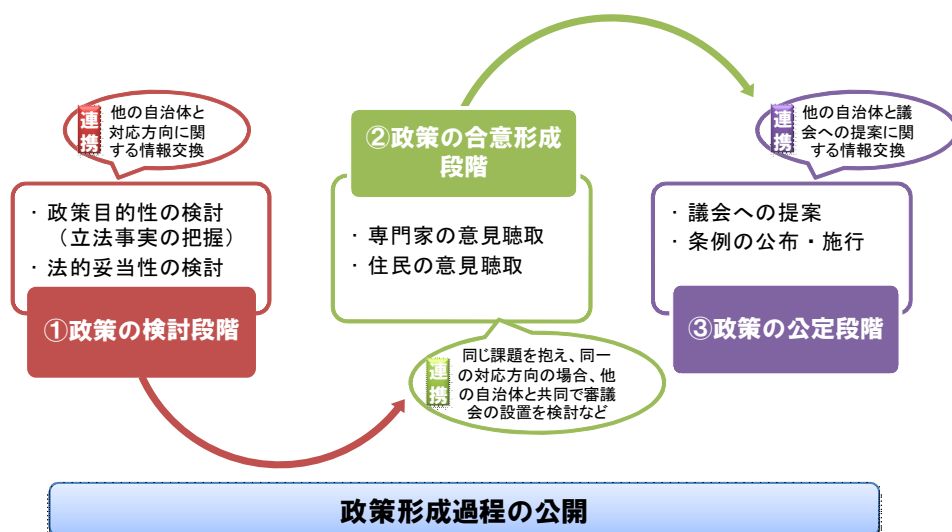


② 具体的な検討プロセス

地域主権型社会に相応しい条例づくりのプロセスは、「政策の検討段階」、「政策の合意形成段階」、「政策の公定段階」の3つのステップに区分できるが、何れの段階においても、自治体間の情報交換が有効と考えられる。

区 分	有効と考えられる連携
①政策の検討段階	<p>◆対面形式による連携の場を設置 条例の必要性や合理性を基礎づける社会的・経済的状况を把握し、立法事実を検討する上で、他の自治体と様々な情報交換等を行うことは有効と考えられる。</p> <p>◆政策検討のためのデータ収集 適正と考えられる収入基準を検討するため、隣接する自治体などと連携し、データ収集を行い、比較・検討を行うことは、有効と考えられる。</p> <p>(収集データ例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営住宅の空き状況 ・ 未入居の低額所得者の状況 ・ 民間市場の状況（物件数、家賃） ・ 高額所得者の入居希望 ・ 単身者の入居希望 ・ 将来の入居者予測（年金者人口など） ・ 子育て世代の政令月収の分布 ・ 市町村内での収入分位の把握（国と乖離していないか） ・ 持家に居住している世帯数 ・ 特別養護老人ホーム等の施設入居者数 など
②政策の合意形成段階	<p>◆審議会等の共同設置・運営 学識経験者等から構成する審議会を設置し、専門的見地から検討を行う場合、個々の自治体ごとに審議会を設置・運営するよりも、同じ課題を抱え、同一の対応方向を想定する他の自治体と共同で設置・運営する方が効率的であるとともに、様々な情報を共有することができ、有効と考えられる。</p>
③政策の公定段階	<p>◆対面形式による連携の場を設置 議会に提案する条例案の時期や説明内容など、他の自治体と様々な情報交換等を行うことは有効と考えられる。</p>

〔条例制定プロセス〕



（２）地域の連携による法制執務能力の向上に向けた取組み

道内市町村の多くが、厳しい財政状況を反映して職員数の削減などの行財政改革を進める中、一部の大規模市等を除き、市・町村を問わず法務執務にかかる体制整備は十分とは言えない状況にある。

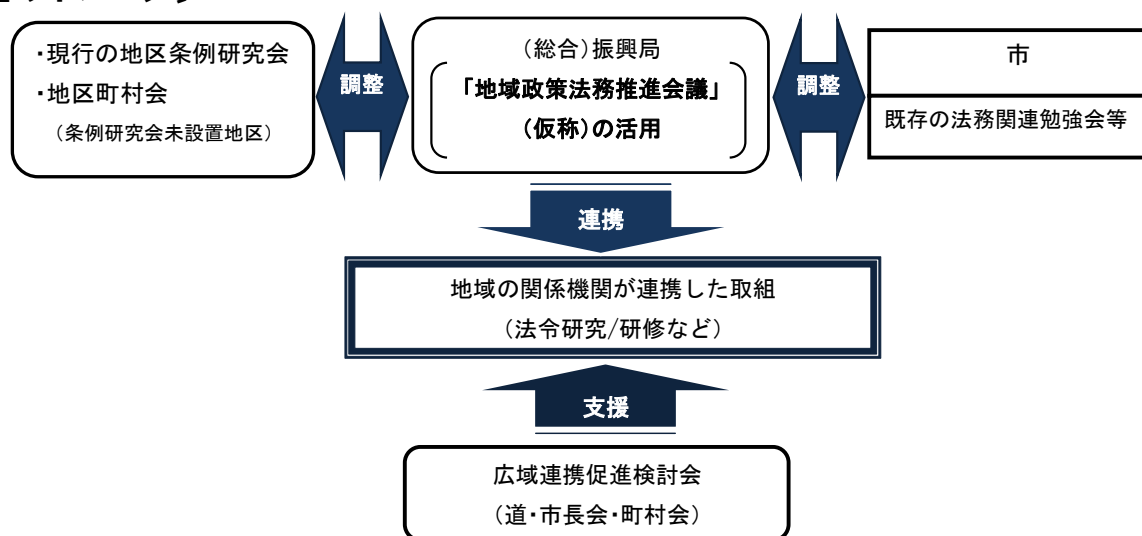
こうした中、地域主権改革に伴う喫緊の業務に対応していくとともに、中長期的には、幅広く政策法務執務能力を高めていくことが求められているが、単独の市町村による取組には自ずと限界があることから、地域の資源を活用した連携による取組が有効であると考えられる。

現在、道内においては、北海道町村会により地区町村会ごとに条例研究会の立ち上げを目指す活動がなされている。

また、前述のとおり、一部の地域においては、市町村相互あるいは市町村と地区町村会、振興局が連携して研究会を立ち上げるなどの動きも見られるところである。

今後、こうした地域の取組の進捗状況や実情に応じて、振興局の調整機能を生かしながら、市町村や地区町村会、さらには町村会や市長会、道などが効果的に連携・協力し、地域の法制執務能力の向上に向けた取組を進めることも検討すべきと考えられる。

〔取組のイメージ〕



4 連携効果

住民に最も身近な基礎自治体である市町村には、今後もさらなる事務権限の移譲の受け皿となることが期待されているが、小規模市町村が多い北海道において、住民に多様な行政サービスを持続的に提供していくためには、市町村間の事務・事業の共同化など、広域的な連携を活用した地域づくりを進めていくことが必要である。

また、地域主権改革の進展によって、市町村は、地域における政策主体として、独自の課題に沿った創造性のある政策を生み出していくことが期待され、現に、法令等で定められている基準の一部が条例に委任されることにより、条例で地域の実情に応じた規制を行う必要に迫られている。

今後、地方公共団体は、住民ニーズを的確に把握するとともに、自らの責任において地域の個性を活かした政策を立案・実施し、住民にとって、住みよいまちづくりを行っていくことが求められている。

そのためには、地域主権改革の動向を踏まえ、住民の視点に基づいた個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指し、職員一人ひとりが政策形成能力や法制執務能力を高め、政策の実効性を確保することが不可欠である。

こうした中、現在、法務担当職員の殆どは、専任ではなく、他の業務を兼務している状況にあり、課題解決型の法務体制に近づけるためには、自治体間の政策法務に関する連携は有効な取組であると考えられる。

こうした取組により、必要な情報交換が可能となり、自らでは発見できない課題を見出すことができるほか、住民サービスの向上につながる広域的な課題解決に向け、関係自治体が連携して条例を制定するという取組も可能になる。

このように、地方自治体が政策法務活用型の体制を構築し、実践を積み重ねることにより、間違いなく、その効果が地域住民にまで波及し、住民はその効果を実感することに繋がり、地域主権型社会の実現につながっていくものと考えられる。